

3 震災に強いまちづくり方針

3-1 目標

『みんなで創る“防災自律都市”名古屋』

大規模地震への対応として、今後は人命の保護を最優先としつつ、従来の事前防災の枠を超え、発災時を想定した都市機能（生活・経済・行政）の維持・継続、円滑な救急・救援活動の実施、被災後の速やかな市街地復興を可能にするという考えのもと、震災に強いまちづくりを推進していくことが求められます。

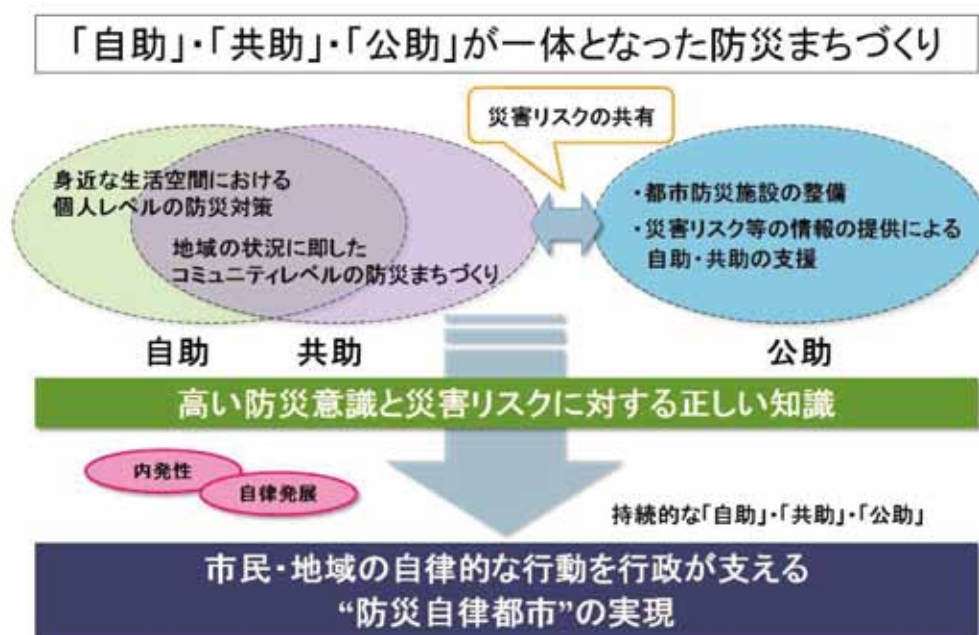
そして、その対策の推進にあたっては、「公助」として行政が必要な都市防災施設の整備や市街地整備、建物対策を行い、一方で、「自助」・「共助」として市民・地域が主体となって自律的に対策を施し行動することが望まれます。

こうしたことを可能とするためには、市民・地域が万が一に備え、起こりうる災害リスクを共有した上で、身近な生活空間における個人レベルの防災対策を行いつつ、地域の状況に即したコミュニティレベルの防災まちづくりに日頃から取り組むことが必要となってきます。

その際、行政は市民・地域における防災活動の裾野を広げるため、災害リスク等の必要な情報を提供することで、市民一人ひとりの防災意識の醸成を図り、市民・地域が自律した行動をとれるよう積極的に支援していきます。

その結果、市民・地域・行政それぞれに高い防災意識と災害リスクに対する正しい知識が備わり、それが名古屋全体をあげての防災まちづくりにつながっていくこととなります。

本方針では、このように「自助」・「共助」・「公助」が一体となった防災まちづくりを推進し、来たるべき大規模地震に備えて、市民・地域の自律的な行動を行政が支える“防災自律都市”の実現を目指します。



3-2 震災に強いまちづくり推進の視点と方針

行政として施策を効率的に展開するとともに、市民、地域が持続的、自発的な防災を進められるよう、以下の3つの視点と5つの方針を持って震災に強いまちづくりを推進します。

視 点

ハード・ソフト両面からの施策の推進

施設整備や耐震化促進による被害の軽減、道路・公園などオープンスペースの整備による避難空間の確保に加え、災害リスク等の情報の提供による市民の防災意識の向上や安全で確実な避難行動の啓発など、ハード・ソフト両面から多重に対策・備えを進めるための施策を推進します。

空間軸（都市レベル、地区レベル）を意識した施策の推進

個別の地区ごとの防災性向上を図る視点から、危険性が高い地域を中心に、一定の広がりを持つ生活圏を単位とし、その地域に対する支援等を中心とした施策を、地区レベルの施策として推進します。

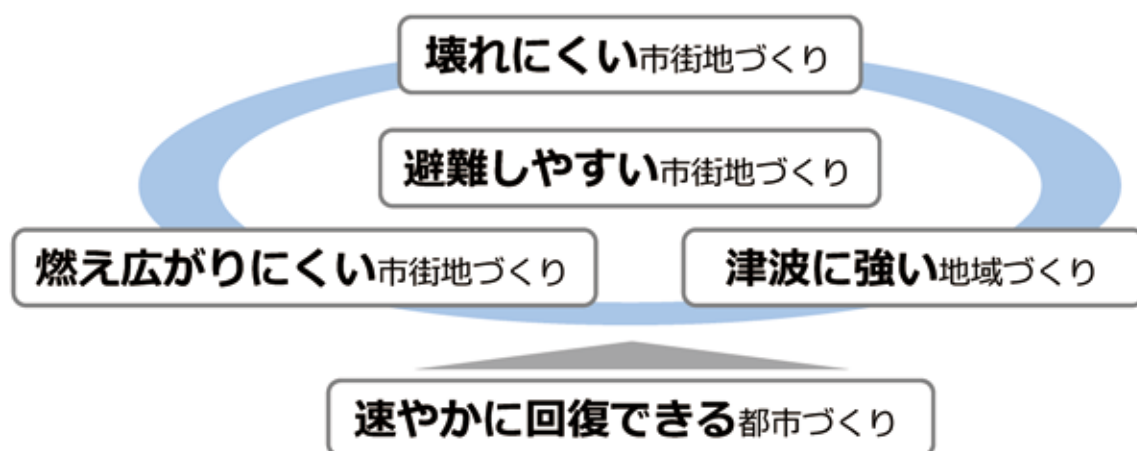
また、都市全体の防災性向上を図る視点から、市域全体で実施する施策、地区レベルを越えた広域的な避難等に関する施策、広域に波及する施策を、都市レベルの施策として推進します。

時間軸を意識した施策の推進

地震による直接的な被害の抑制だけでなく、発災後の救急救援活動や都市機能の維持・継続、速やかな市街地復興を見据え、効率的かつ効果的に施策を推進します。

方 針

“防災自律都市”の実現を目指し、震災に強い市街地の形成に向けた5つの方針を掲げます。



3-3 都市防災施設の設定の考え方

都市防災施設とは、避難や緊急輸送、応急救助活動を支え、震災に強い市街地の基盤となる道路・オープンスペースのことであり、都市レベルの視点から適切に配置します。

ここでは、都市防災施設である避難地、防災道路、骨格避難路の設定の考え方を示します。

(1) 避難地の設定

広域避難地・一次避難地は、災害発生直後の避難空間としての機能のほか、応急救助活動のための空間としての活用も図ります。

広域避難地は、地域防災計画で位置づけている広域避難場所の規模・配置等の考え方を原則としつつ、それに加えて災害時における老人等の歩行限界距離とされている2km以内で到達できるように配置します。また、広域避難場所に隣接し一体とみなすことのできるものや、規模の大きい公園・緑地等についても、あわせて広域避難地として位置づけます。

広域避難地は、将来的に広域避難場所の条件を満たす整備がされた場合は、市防災会議で広域避難場所に指定されるよう諮っていきます。

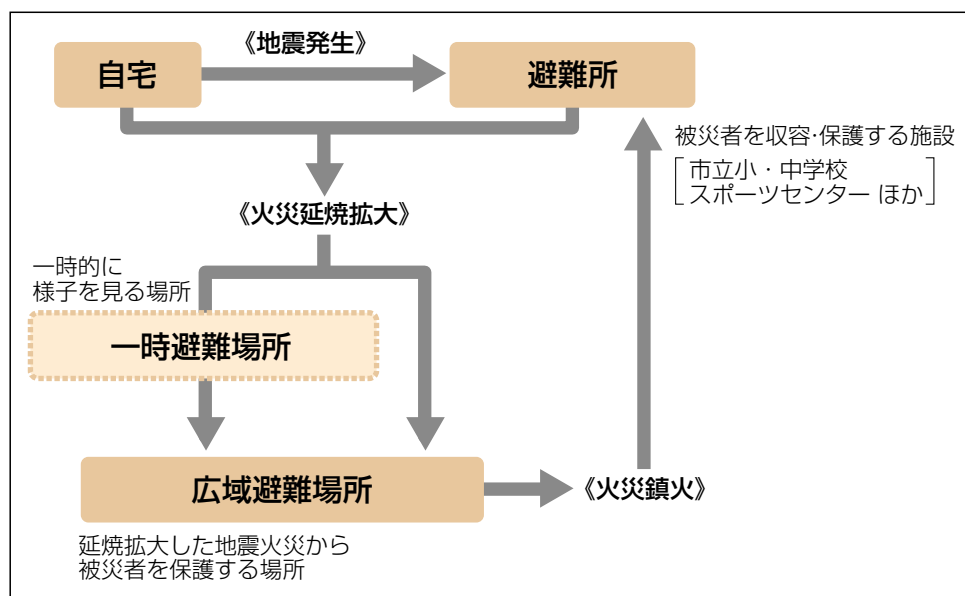
一次避難地は、地域防災計画で位置づけている一時避難場所の規模・配置の考え方にあわせたものとし、将来的に一時避難場所の条件を満たす整備がされた場合は、広域避難地と同様に市防災会議で一時避難場所に指定されるよう諮っていきます。

■避難地の考え方

区分	規模・配置等	考え方
広域 避難地	・総面積1ha以上の公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地帯 ・大火輻射熱に対し、安全面積が2,000㎡以上のもの ・避難地までの歩行距離が概ね2km以内 ・避難者1人当たりの必要面積は概ね2㎡以上 ⇒条件を満たす整備がされた場合は、市防災会議に 広域避難場所の指定を諮る	・主として地震火災が拡大した場合に、周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命を保護する ・応急的な救助活動のための空間として活用する
一次 避難地	・概ね1ha以上の公園緑地等の公共空地（広域避難地を除く） ⇒条件を満たす整備がされた場合は、市防災会議に 一時避難場所の指定を諮る	・身近なオープンスペースとして、広域避難地へ避難するまでの中継地点として、一時的に集合して様子を見る場所 ・応急的な救助活動のための空間として活用する

(参考) 地域防災計画における避難場所の基準

区分	規模・配置等
広域避難場所	・総面積1ha以上の公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地帯で大火輻射熱に対する安全面積が2,000㎡以上のもの ・避難者1人当たりの必要面積は概ね2㎡以上とし、避難を要するすべての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるように配置する ・避難計画上、学区単位を原則とする
一時避難場所	・概ね1ha以上の公園・緑地等の公共空地

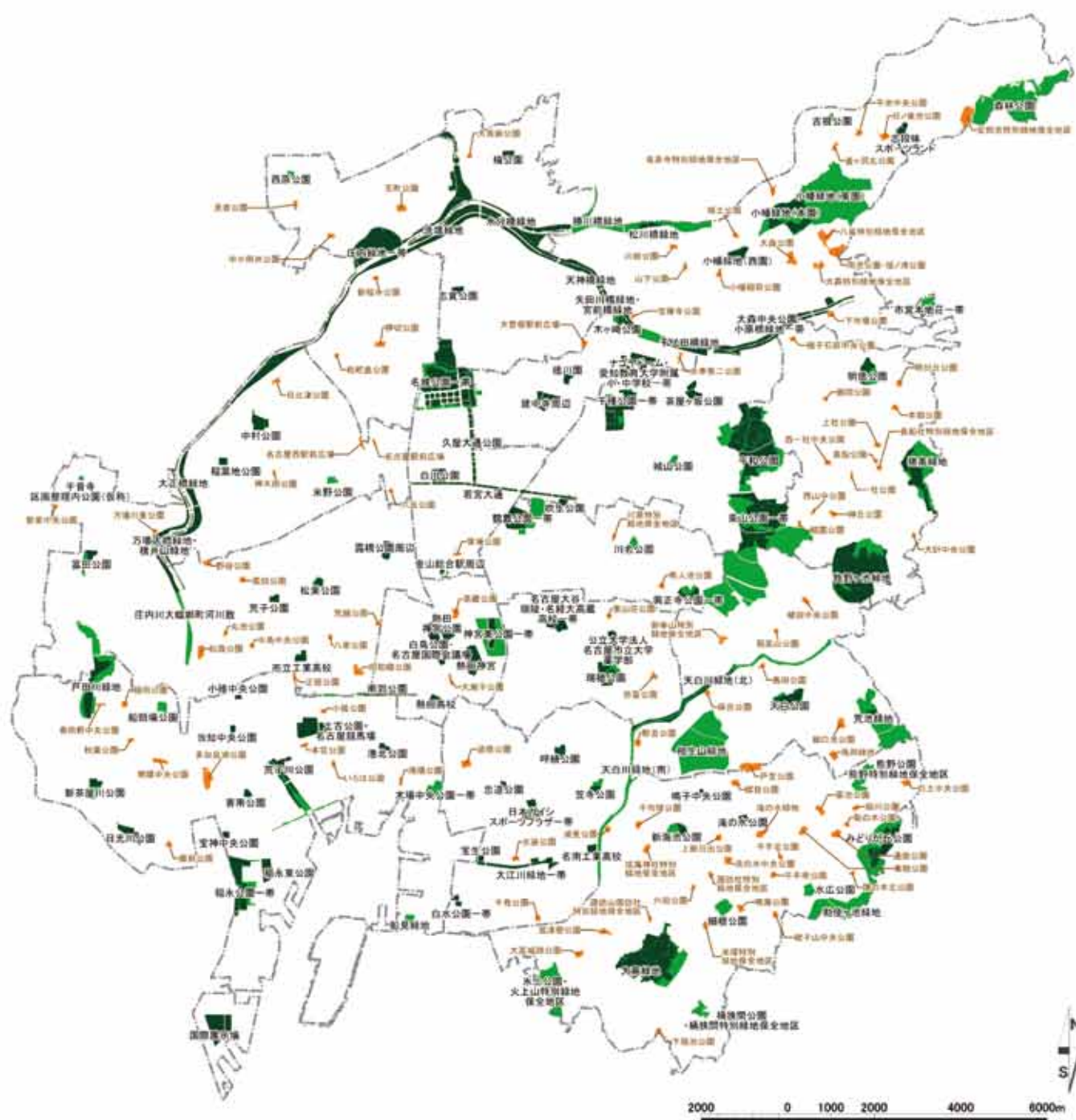


(参考) 地域防災計画における避難場所の位置づけ

「広域避難地・一次避難地の配置」(p.37)

現況の広域避難場所における火災避難の困難性を評価した結果、広域避難場所への一定歩行距離での到達が困難となる圏域、避難者数に対し避難スペースが不足する圏域の存在が明らかになりました。(2-2(4) 火災避難の困難性)

こうした現況の広域避難場所における①避難距離と②避難スペースの2つの要因による避難困難性を解消するため、広域避難地・一次避難地を次のように配置します。



広域避難地・一次避難地の配置

広域避難地

- 現況の広域避難場所（79箇所）
- 現況の広域避難場所に追加する区域

（未整備区域もしくは整備済だが広域避難場所に未指定の区域）

一次避難地

- 公園緑地等（概ね1ha）
（広域避難地を除く）

「現況の広域避難場所への避難困難性とその解消のための広域避難地の配置の考え方（距離）」（p.39）

図は、①避難距離の視点から、現況の広域避難場所への一定歩行距離での到達可否について検証しています。

図上の赤に着色された区域は、2-2（4）の火災避難の困難性でも示した現況の広域避難場所までに2km以上要する避難困難区域を示していますが、こうした避難困難区域の解消のため、新たに設定する広域避難地の名称を図中で示しています。

「各避難圏域における避難スペースの検証（容量）」（p.40）

図は、②避難スペースの視点から、各避難圏域における避難スペースについて検証しています。

避難圏域については、避難距離の視点から避難困難区域の解消のために新たに設定した広域避難地と、未整備区域等を含む広域避難地を配置し、その避難地が最寄りとなる範囲を設定しています。

図では、避難圏域内の避難者全員が避難すると想定した場合の避難スペースの過不足の状況と避難スペース不足区域への対応について、圏域内の広域避難地の未整備区域の整備等、一次避難地への避難、さらには避難地機能を補完する避難施設（避難地以外の学校グラウンドや公共住宅団地等）への避難等、段階的に示しています。なお、ここでの避難者数とは、昼間人口と夜間人口のうち多い人口を採用しています。

白：現況の広域避難場所で全避難者が収容できる圏域

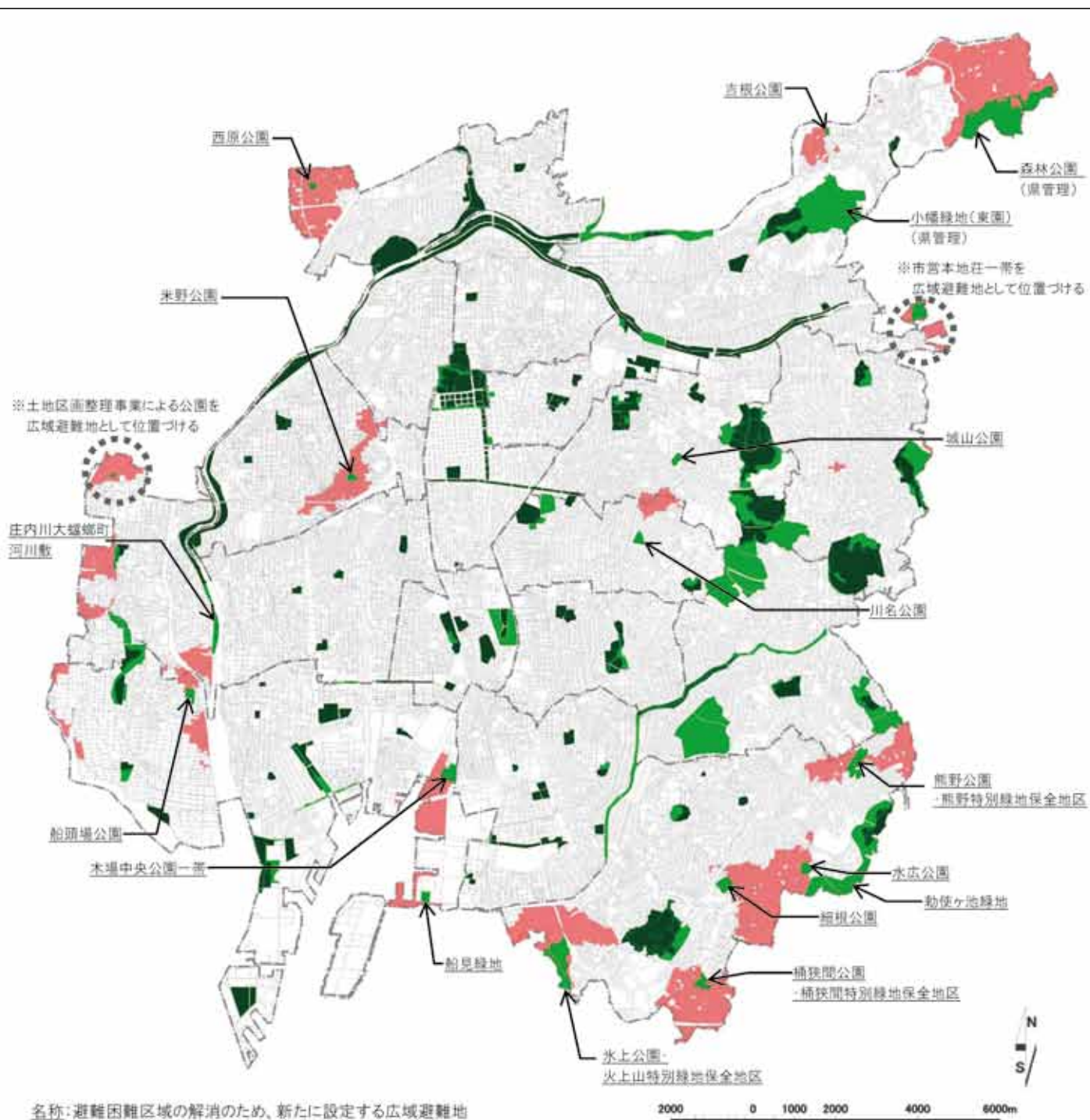
緑：広域避難地の未整備区域を整備すること等により、全避難者が収容可能となる圏域

黄：広域避難地と一次避難地への避難により全避難者が収容可能となる圏域

橙：広域・一次避難地と補完する避難施設への避難により全避難者が収容可能となる圏域

桃：避難者数に対し、避難スペースが不足する圏域

桃色の圏域については、名城公園や東山公園など避難スペースに余裕のある広域避難地を活用することで対応します。



現況の広域避難場所への避難困難性と

その解消のための広域避難地の配置の考え方(距離)

広域避難場所への到達可否

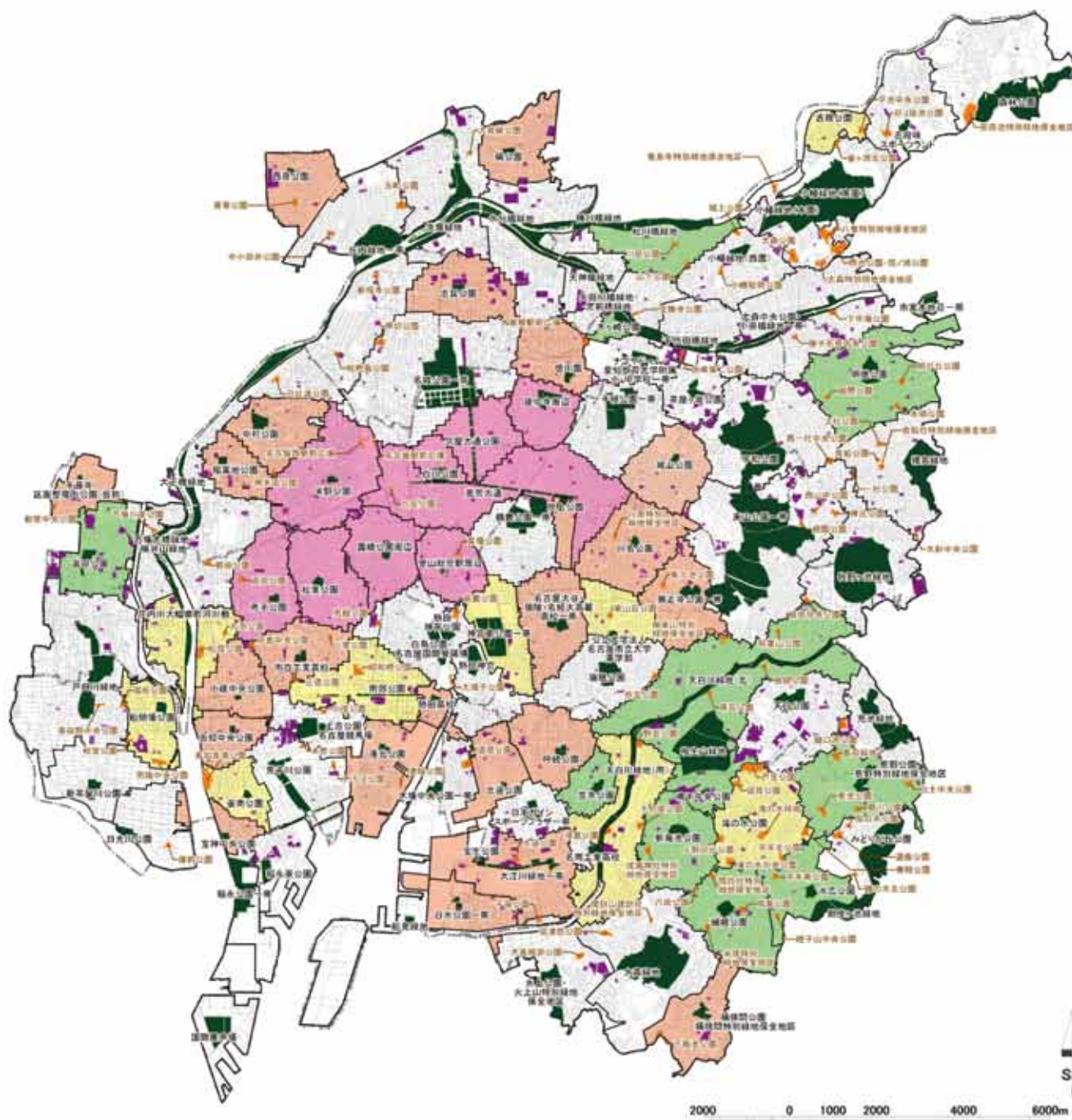
- 避難可能 (歩行距離 2km 以内)
- 避難困難区域 (歩行距離 2km 超)

広域避難地

- 現況の広域避難場所 (79 箇所)
- 現況の広域避難場所に追加する区域
(未整備区域もしくは整備済だが広域避難場所に未指定の区域)

評価条件等

- 各街区から最寄りの広域避難場所への避難を想定 (避難圏域: 2km 以内[※])
- 避難距離: 道路閉塞確率が 70%未満の道路網 (橋梁は緊急輸送道路のみ通行可) における最短ルートの距離
- 危険物貯蔵施設等が集まる潮見埠頭 (9 号地) は居住人口がなく、また事業所からなる共同防災組織により独自の防災体制を確立していることから、評価の対象外とした
- ※老人・子供等の歩行限界距離 (都市防災実務ハンドブック)



各避難圏域における避難スペースの検証（容量）

避難者数[※]と収容可能人数との比較

（※避難者数＝昼間・夜間人口のうち、より多い人口）

- 現況の広域避難場所等で全避難者を収容できる圏域
- 広域避難地の未整備区域を整備すること等により全避難者が収容可能となる圏域
- 広域避難地と一次避難地への避難により全避難者が収容可能となる圏域
- 広域・一次避難地と補完する避難施設への避難により全避難者が収容可能となる圏域
- 避難者数に対し、避難スペースが不足する圏域

広域避難地

現況の広域避難場所とそれに追加する区域

一次避難地

公園緑地等（概ね1ha）
（広域避難地を除く）

補完する避難施設

学校グラウンド、公共住宅団地等
（広域・一次避難地を除く）

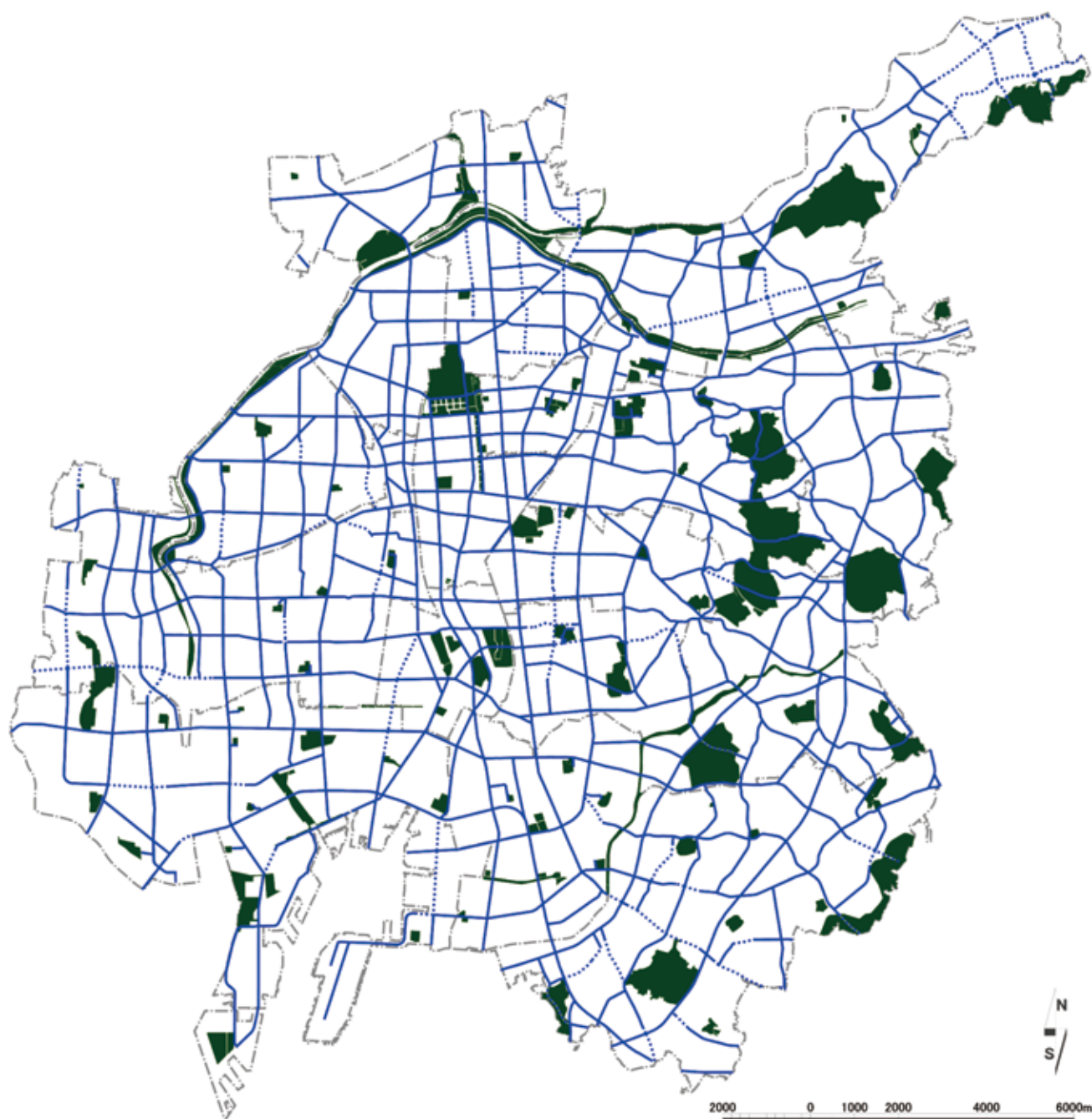
(2) 防災道路の設定

本方針では、火災や津波から避難するための経路や一時的に火災から身を守るための避難空間としての機能、市街地火災の拡大を防ぐ延焼遮断機能、緊急輸送など救援活動機能が期待される道路を「防災道路」として定義し、防災道路の配置の考え方に沿って、防災道路を位置づけます。

■防災道路の考え方

総称	機能	名称	考え方
防災道路	避難空間	・ 広域避難場所接続道路	・ 広域避難場所や津波浸水区域外まで避難するためのネットワーク化された経路（幅員がおおむね15m以上の道路をおおむね1km間隔に配置） ・ 避難のための安全性の高い空間
		・ 避難路	
	延焼遮断		・ 市街地大火の防止
	救援活動	・ 緊急輸送道路 ・ 緊急用河川敷道路	・ 災害時に必要な救助、消防活動および緊急物資輸送のためのネットワーク化された経路

※防災道路のうち未着手都市計画道路については、防災面以外の視点を含む総合的な評価を踏まえた道路計画の見直しに伴い、防災道路の位置づけが変更される場合があります



※防災道路は、高速自動車国道・都市高速道路を除いて図示

防災道路の配置

— 防災道路（整備済）

■ 広域避難地

.... 防災道路（未整備）

※整備済には、都市計画道路の計画幅員が確保されている暫定供用区間、「未着手都市計画道路の整備方針」で現況道路に変更と位置づけられている区間及び橋梁部のみの未整備区間を含む

※未整備には、事業中区間で事業進捗による一部整備済箇所を含む

※整備状況は平成 26 年 3 月時点



防災道路を構成する路線種別

- 第1次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路
- 緊急用河川敷道路
- 広域避難場所接続道路
- 避難路

■ 広域避難地

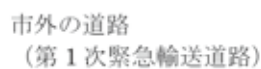
(3) 骨格避難路の設定

(1)「避難地の設定」の「各避難圏域における避難スペースの検証（容量）」による避難スペースが不足する圏域から外周にあり避難有効面積が大きい広域避難地へと通じる主要な路線として、骨格避難路（火災避難）を位置づけます。

また、津波浸水想定区域については、名古屋市震災避難行動ガイドライン（案）において、原則、浸水区域から離れることとされており、津波浸水想定区域外へ速やかな避難を行うための主要な路線として、骨格避難路（津波避難）を位置づけます。

■骨格避難路の考え方

名称	機能	考え方
骨 格 避難路	火災避難	・ 十分な避難スペースを有しない避難スペース不足区域から、外周にあり避難有効面積が大きい広域避難地へと通じる主要な路線
	津波避難	・ 津波浸水想定区域から津波浸水想定区域外へと通じる主要な路線



※防災道路は、高速自動車国道・都市高速道路を除いて図示

骨格避難路（津波避難）配置図

-  骨格避難路（津波避難）
 骨格避難路（火災避難）
 防災道路（整備済）
 防災道路（未整備）
-  津波浸水想定区域
 （あらゆる可能性を考慮した最大クラス）
 広域避難地

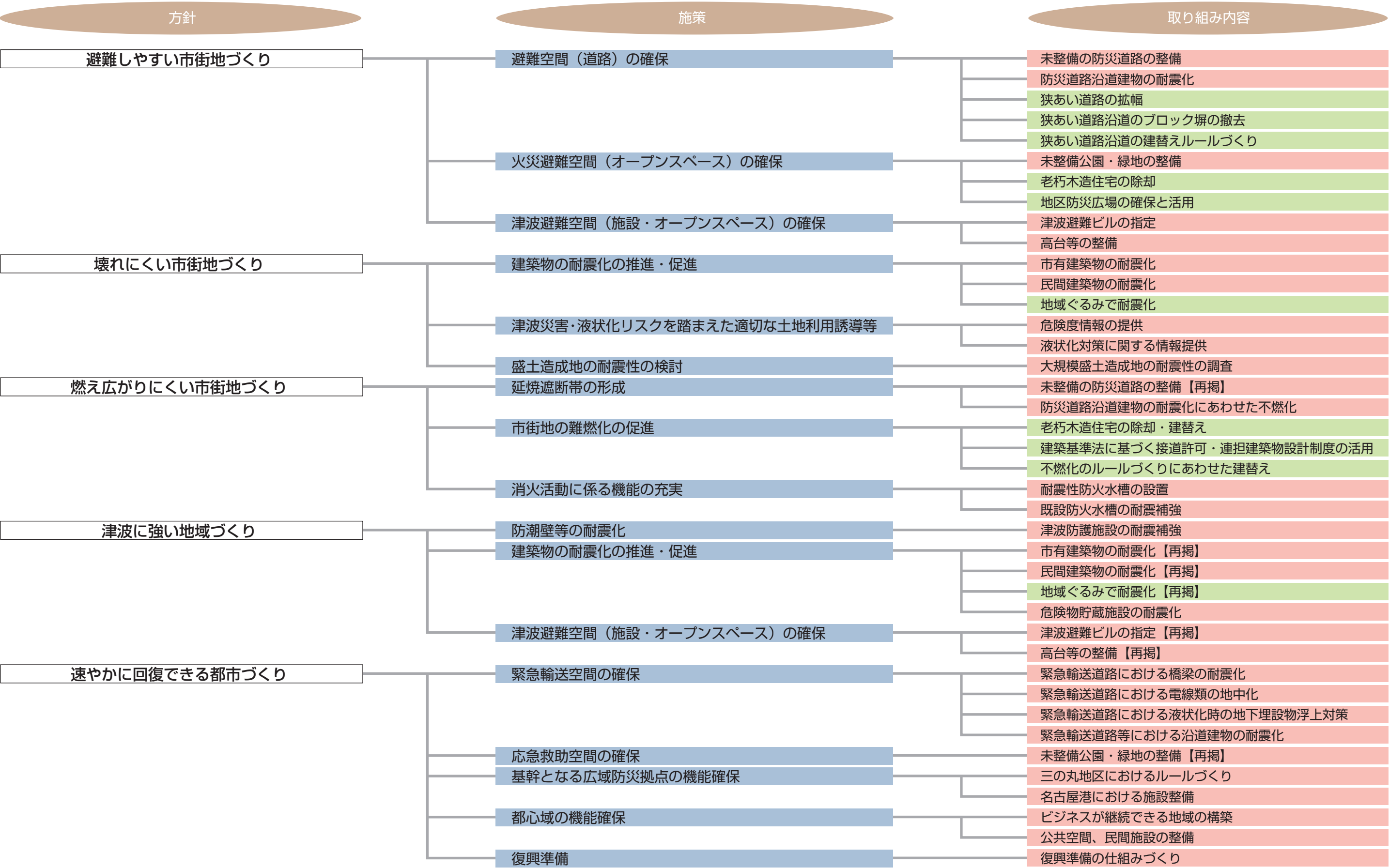
3-4 震災に強いまちづくりの施策



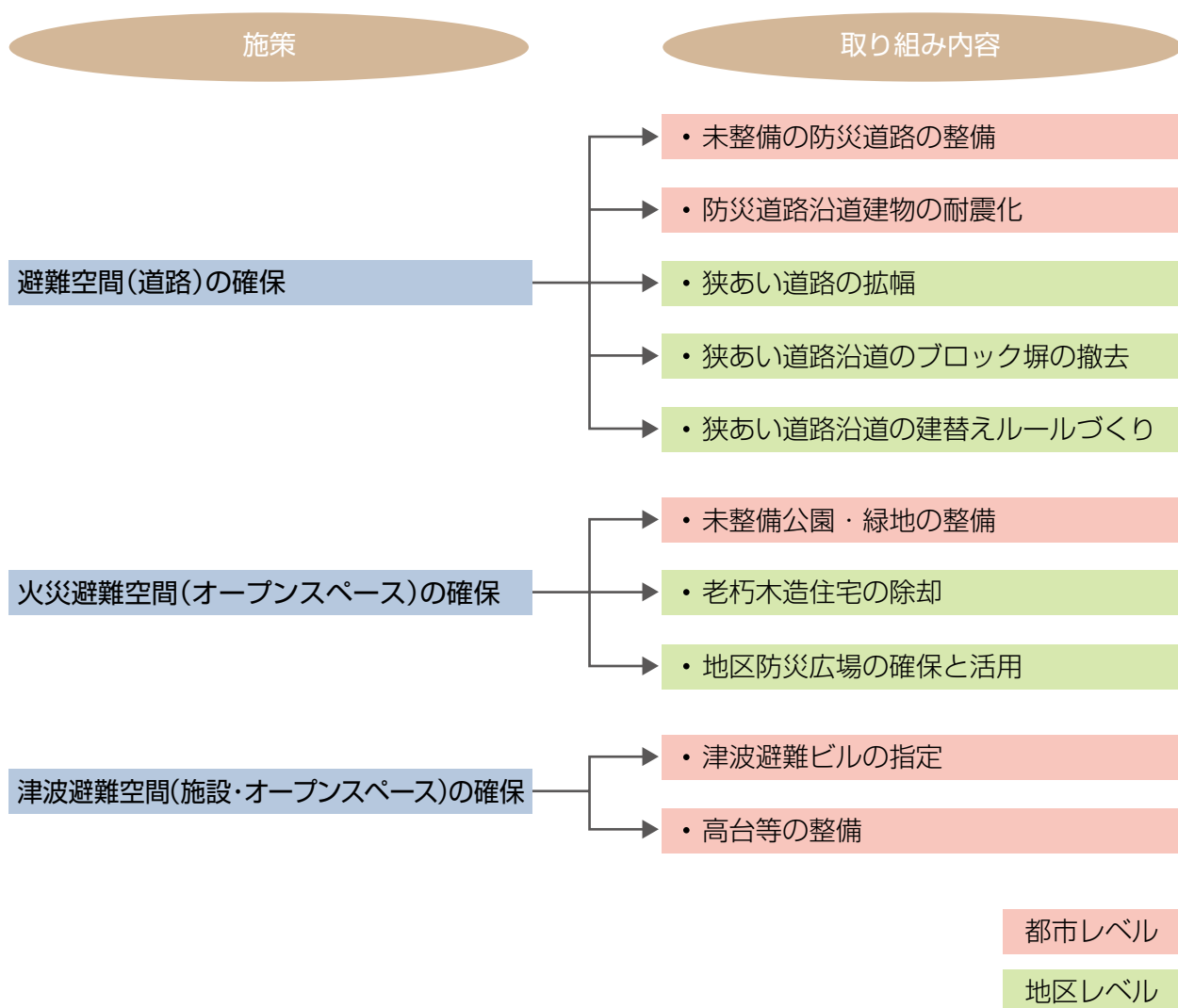
地震災害危険度評価（2-2）等により整理された課題（2-3）を踏まえ、3-2で示した「避難しやすい市街地づくり」、「壊れにくい市街地づくり」、「燃え広がりにくい市街地づくり」、「津波に強い地域づくり」、「速やかに回復できる都市づくり」の5つの方針に基づき、震災に強い市街地の形成に向けて推進すべき施策及び取り組みの内容を示します。

施策体系

…都市レベル …地区レベル



(1) 避難しやすい市街地づくり



避難しやすい市街地づくりのための施策体系

①避難空間（道路）の確保

【未整備の防災道路の整備】

防災道路のうち未整備区間については、地震発生時に避難空間としての機能を発揮できるようにするために、必要な道路整備に取り組みます。

【防災道路沿道建物の耐震化】

道路閉塞の危険性が高い防災道路においては、沿道建物と防災道路との一体的な避難空間の形成を図るため、沿道建物の耐震化を進めるための制度について検討します。

【狭あい道路の拡幅等】

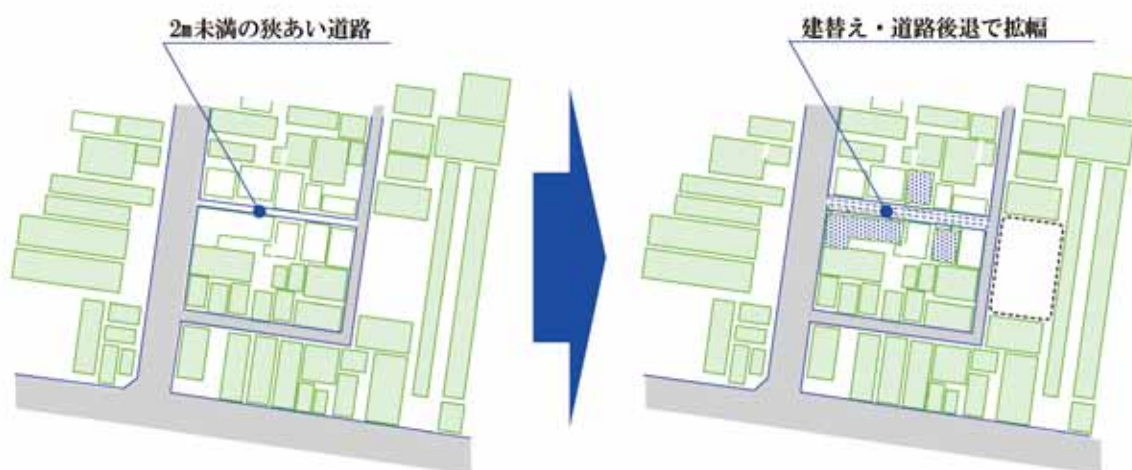
道路閉塞による避難困難区域を有する地区においては、避難者が防災道路まで安全・円滑に到達できるよう、避難経路を確保する必要があります。そのためには、狭あい道路を拡幅することが有効ですが、拡幅が難しい道路については、倒壊の危険がある道路沿いのブロック塀の撤去や、狭あい道路の沿道建物の建替え時に沿道の地権者が協力してセットバックする等の地域でのルールづく

りを促進します。

現在2地区で取り組んでいる「生活こみち整備促進事業」は、地区内の狭あい道路全てを対象としていますが、避難や消火活動の面から重点的に拡幅が必要な路線を位置づけ整備を進めるなど、メリハリをつけた展開を図ります。



狭あい道路沿いのブロック塀



地域の空間確保のイメージ

②火災避難空間（オープンスペース）の確保

【未整備公園・緑地の整備】

避難地に位置づけた未整備公園・緑地の整備を推進します。また、整備が完了し、地域防災計画の指定条件に合うものについては、市防災会議で避難場所に指定されるよう諮っていきます。

【老朽木造住宅の除却等】

木造住宅が密集している地区においては、地域住民同士による安否確認や救助・初期消火活動の拠点となるオープンスペースの確保が重要です。

そのため、必要に応じて老朽化した木造住宅を除却等することにより生み出される用地、既存の公園・広場・平面駐車場・都市内農地の地区防災広場としての活用を促進するために必要な支援制度についても検討します。

③津波避難空間（施設・オープンスペース）の確保

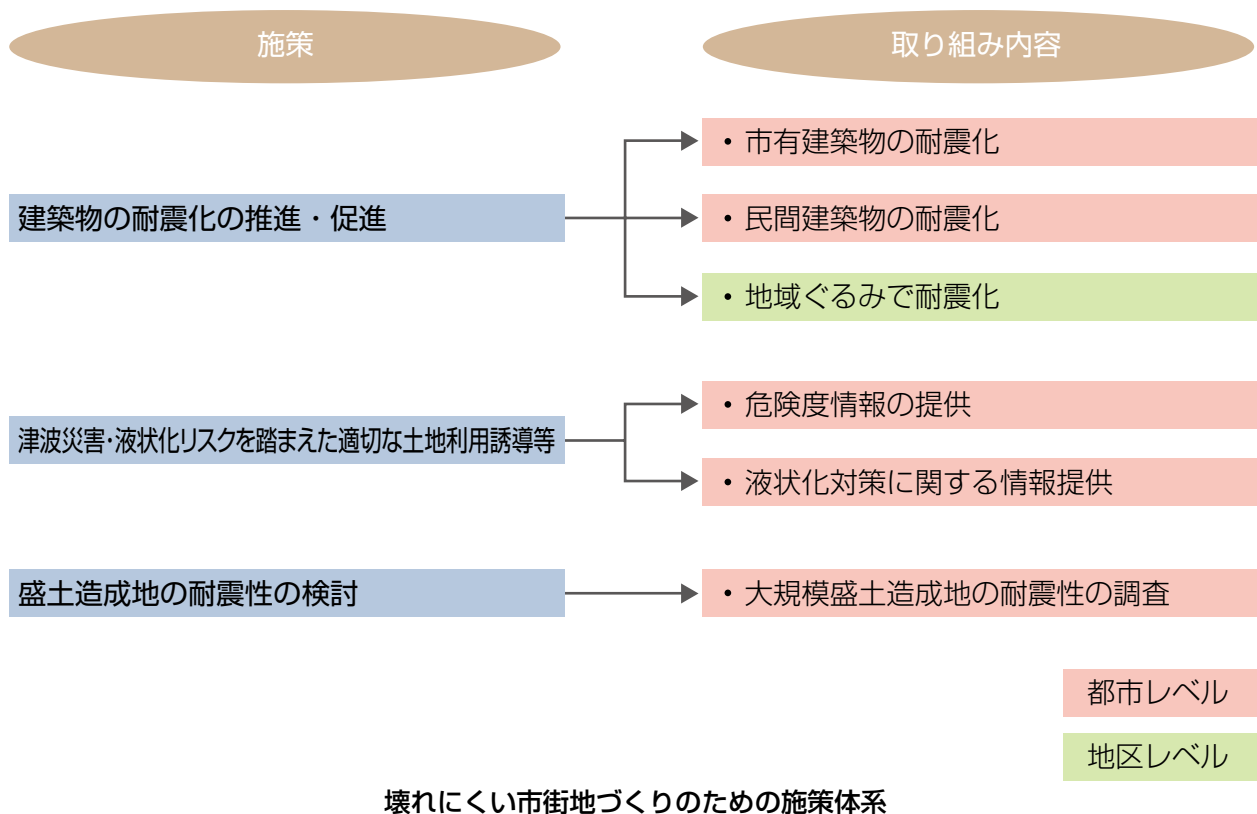
【津波避難ビルの指定】

津波浸水想定区域においては、徒歩による確実な避難を実現するため、既存及び新規の建築物について津波避難ビルの追加指定を促進します。

【高台等の整備】

津波浸水想定区域内の大規模な公園においては、公園整備の機会をとらえ周辺の津波避難ビルの指定状況や地域の要望などを考慮し、高台等の整備を検討していきます。

(2) 壊れにくい市街地づくり



① 建築物の耐震化の推進・促進

【市有建築物の耐震化】

震災時において避難、救護、消火など応急対策活動の拠点となる施設の耐震化は、概ね完了しています。未実施の施設については、引き続き耐震化を推進します。また、人命の安全及び円滑な応急対策活動を確保するため、非構造部材のうち対策が必要となる天井などについても、脱落防止対策等の耐震対策を推進します。

耐震対策が必要な市営住宅については、大規模地震による被害の軽減に資するため、建替え及び耐震改修を推進します。

【民間建築物の耐震化】

民間建築物の耐震化を進めることは、個々の建物の倒壊から生命・財産を守るだけでなく、副次的に建物倒壊による道路閉塞の防止にもつながります。

耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準の木造住宅を対象に行っている無料耐震診断、耐震改修助成により個々の建物の耐震化を図るとともに、除却・建替えの促進についても検討します。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の改正により耐震診断が義務付けられた大規模な建築物等への啓発・指導を強化し、耐震診断、耐震改修助成により耐震化を促進します。

耐震診断の義務付け・結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置づけ）

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要（抜粋）

建築物の耐震化の促進のための規制措置

【地域ぐるみで耐震化】

市内の地域団体等が主体的に行う地震対策の取り組みに対して、活動経費を補助するなどの支援（地域ぐるみ耐震化促進支援事業）により、地域の防災意識を高め、民間住宅の耐震化を促進します。



専門家による講演の様子



戸別訪問の様子

地域ぐるみ耐震化促進支援事業

②津波災害・液状化リスクを踏まえた適切な土地利用誘導等

【危険度情報の提供】

地震による液状化のしやすさは、その土地がかつてどのような地形だったかということにも影響されます。都市計画情報提供サービスを活用し、インターネットを通じて地形の変遷や地域の災害リスクについて情報提供することで、適切な土地利用の誘導を図ります。

なお、液状化の可能性や津波浸水想定区域については、地震ハザードマップや津波ハザードマップを活用し、周知を行います。



S30-33基本図

H22基本図

過去・現在の都市計画基本図の表示（都市計画情報提供サービス）

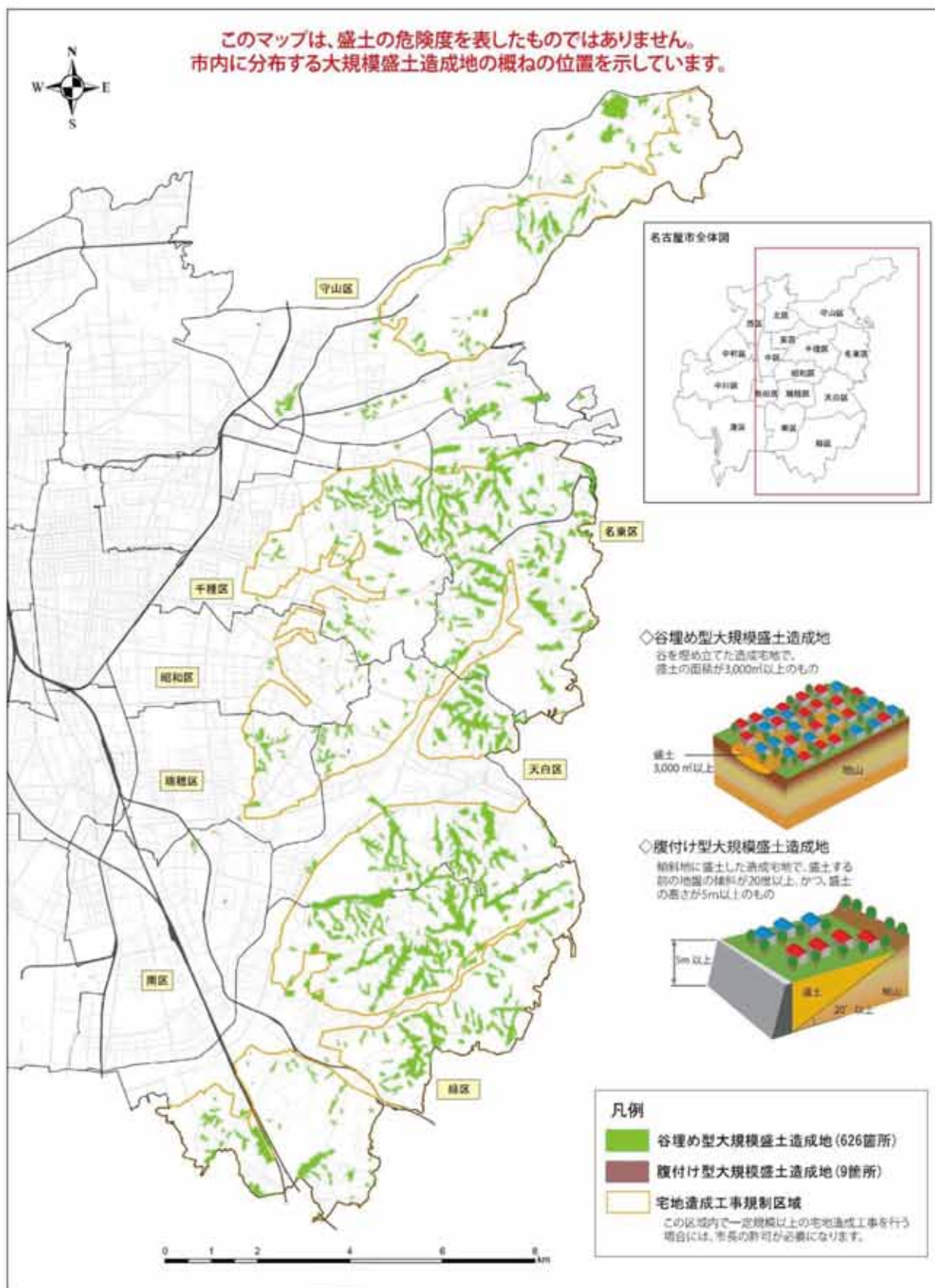
【液状化対策に関する情報提供】

主に新築・建替え時における液状化対策を促進するため、建築敷地の検討（過去の都市計画基本図の活用等）、住宅を建てる前の調査（液状化判定方法等）などについて、市のホームページなどを活用した情報提供につとめます。

③盛土造成地の耐震性の検討

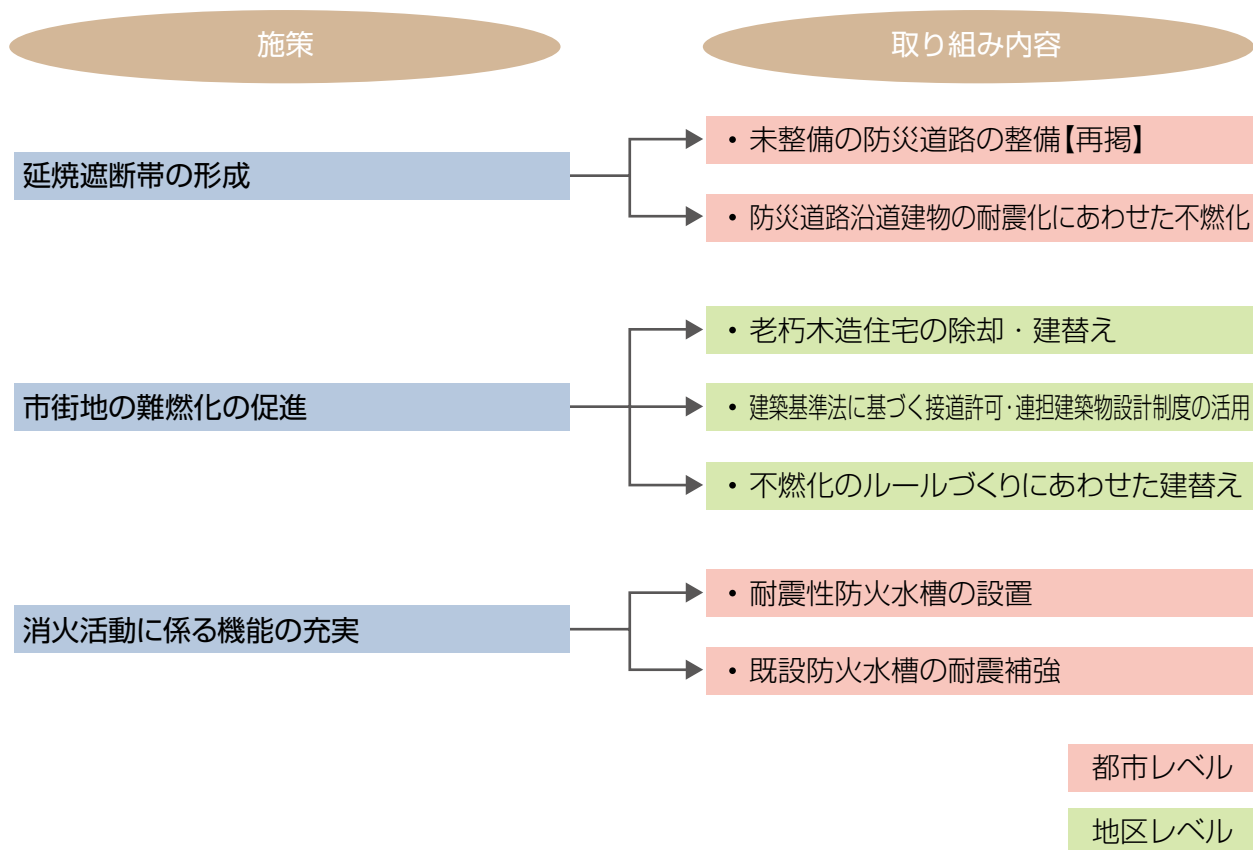
【大規模盛土造成地の耐震性の調査】

市域の東部に存在する大規模盛土造成地において、滑動崩落が発生する可能性があるかどうかを判定するための調査を実施します。また、その結果に応じて、宅地耐震化対策の検討を行います。



大規模盛土造成地マップ

(3) 燃え広がりにくい市街地づくり



燃え広がりにくい市街地づくりのための施策体系

①延焼遮断帯の形成

【未整備の防災道路の整備、防災道路沿道建物の耐震化にあわせた不燃化】

未整備区間の防災道路については、防災道路と沿道建物との一体的な延焼遮断機能の形成を図るため、必要な道路整備や耐震化に合わせた不燃化を促進するための制度の検討に取り組みます。

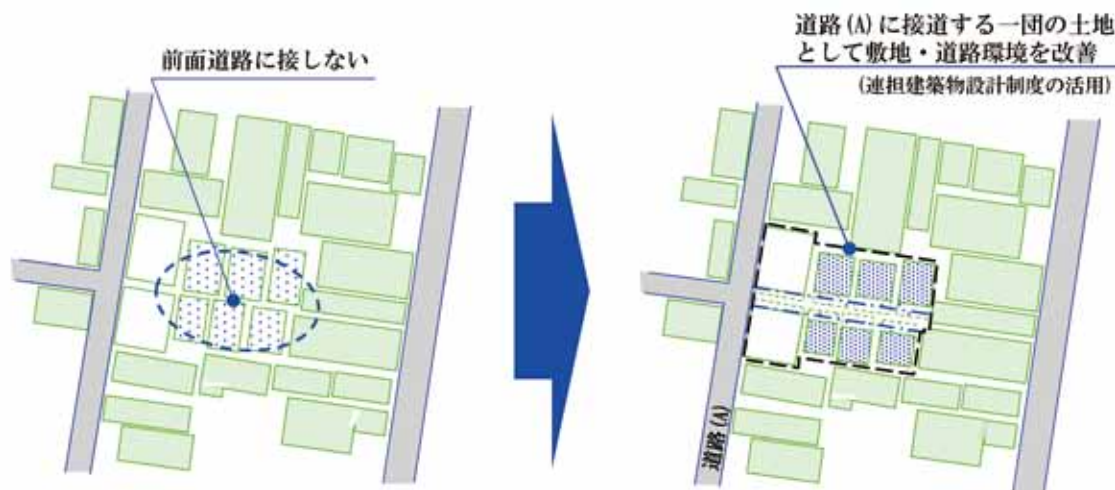


延焼遮断帯（防災道路及び沿道建物）による延焼防止のイメージ

②市街地の難燃化の促進

【老朽木造住宅の除却・建替え等】

延焼の危険性が高い地区において延焼の拡大を防止するためには、老朽化した木造住宅を除却し、燃えにくい建物への建替えを促進することが有効です。そのため、除却助成等の負担軽減の検討、建築基準法に基づく接道許可制度及び連担建築物設計制度の活用により、老朽化した木造住宅の建替えを促進します。



連担建築物設計制度の活用イメージ

【不燃化のルールづくりにあわせた建替え】

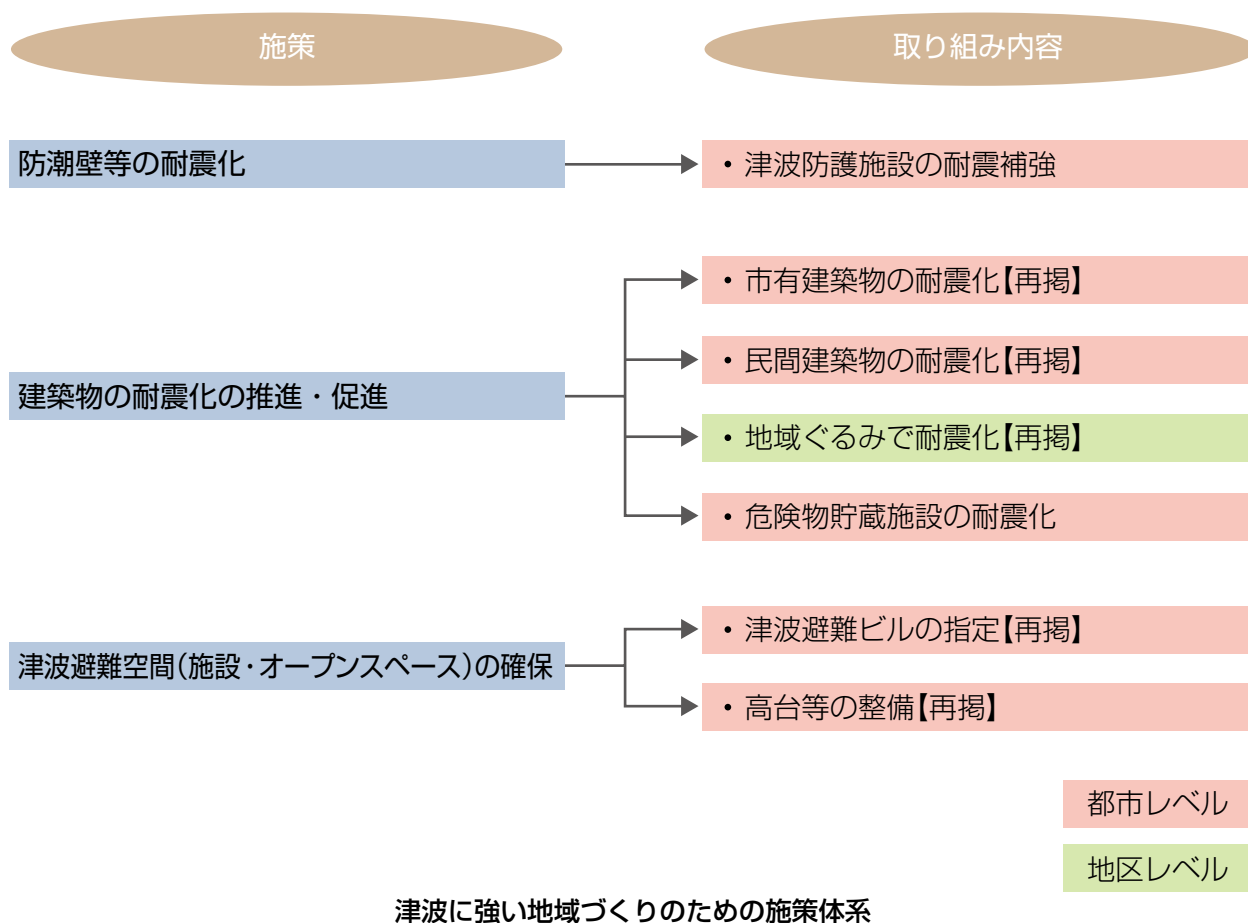
街区を形成する道路の沿道建物の不燃化により、延焼遮断機能を強化するため、地区計画を活用し、地区内の主要な生活道路沿道の防火規定（構造、間口率、最低限高度等）を定めることが考えられます。こうした地区計画の活用により不燃化のルールが定められた場合など、一定のルール化が図られた地区において、そのルールに基づく建替えが行われる場合の支援について検討します。

③消火活動に係る機能の充実

【耐震性防火水槽の設置、既設防火水槽の耐震補強】

火災発生時における地域の消火活動を支えるため、耐震性防火水槽の設置、既設防火水槽の耐震補強に取り組みます。

(4) 津波に強い地域づくり



① 防潮壁等の耐震化

【津波防護施設の耐震補強】

津波による被害を防止・軽減するためには、名古屋港に配置されている高潮防波堤、防潮壁などの耐震化や改良工事等を進めるなど、津波防護施設の整備が重要と考えられます。

高潮防波堤については、現在、国が嵩上げ整備事業を実施しているほか、基礎が流されないよう、強化ブロックの設置も実施しています。また、防潮壁については、名古屋港管理組合が、液状化対策や防潮扉の壁体化・軽量化等を実施しています。本市としては、国ならびに名古屋港管理組合が実施する高潮防波堤、防潮壁、中川口通船門、堀川口防潮水門等の整備・機能強化を促進します。

また、山崎川などの河川堤防については、南海トラフ巨大地震による液状化のため堤防が沈下し、津波による浸水被害が想定されていることから、堤防の耐震調査を実施し、その結果に基づき、対策が必要な区間において、津波に対してねばり強い構造にするなど堤防の補強を実施します。



名古屋港の津波防護施設

②建築物の耐震化の推進・促進

【市有建築物等の耐震化等】

津波から身を守るためには、まずは建物が壊れないことが重要であることから、津波浸水想定区域においても、(2) ①と同様、「市有建築物の耐震化」、「民間建築物の耐震化」、「地域ぐるみで耐震化」を推進・促進します。

【危険物貯蔵施設の耐震化】

東日本大震災では、臨海部のタンクが破壊され、流出物に着火し津波によって運ばれた火災が大規模な市街地火災を引き起こしました。

名古屋港において、集積する危険物貯蔵施設が地震により倒壊し、市街地に危険物等が流されないように、耐震化を促進します。

③津波避難空間（施設・オープンスペース）の確保

【津波避難ビルの指定】

津波浸水想定区域においては、徒歩による確実な避難を実現するため、既存及び新規の建築物について津波避難ビルの追加指定を促進します。

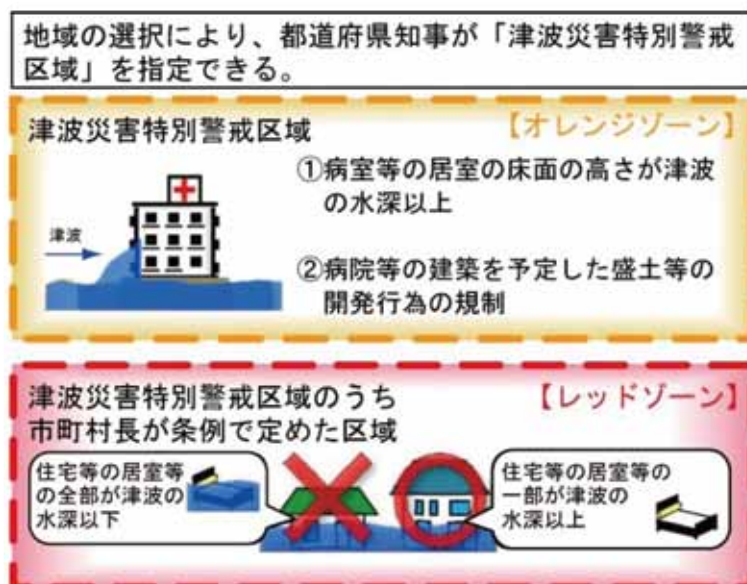
【高台等の整備】

津波浸水想定区域内の大規模な公園においては、公園整備の機会をとらえ周辺の津波避難ビルの指定状況や地域の要望などを考慮し、高台等の整備を検討していきます。

津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域

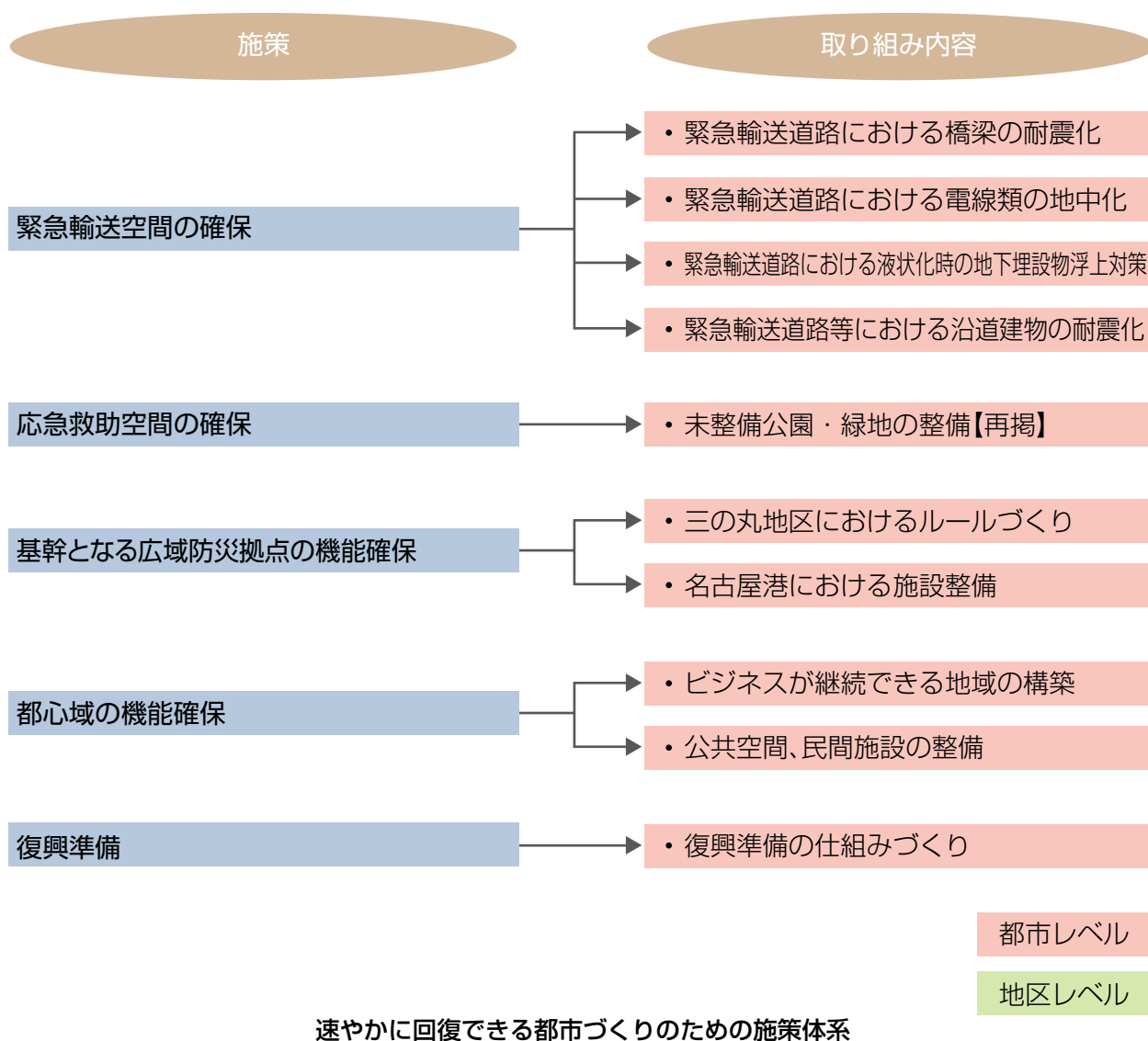
東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）が制定されました。国の定める基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定区域を踏まえ、都道府県知事は、警戒避難体制を整備すべき土地の区域を定める「津波災害警戒区域」及び警戒区域のうち、住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき都市の区域を定める「津波災害特別警戒区域」の指定ができるようになりました。

「津波災害特別警戒区域」内では、高齢者、障害者、乳児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設及び市町村が条例で定める用途の施設の建築が制限され、これらの建築物の建築をしようとする場合は、都道府県知事等の許可が必要になります。



津波災害特別警戒区域における規制等

(5) 速やかに回復できる都市づくり



① 緊急輸送空間の確保

【緊急輸送道路における橋梁の耐震化】

被災時の道路ネットワークの寸断を防ぐため、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化を推進します。

【緊急輸送道路における電線類の地中化】

災害時に電柱倒壊により初動活動に支障となることを防ぎ、火災時の消火活動や救助活動を容易にするため、電線共同溝の整備による電線類の地中化を推進します。

【緊急輸送道路における液状化時の地下埋設物浮上対策】

緊急輸送道路については、液状化時の地下埋設物の浮上により通行機能が支障となることを防ぐ対策の検討を行います。

【緊急輸送道路等における沿道建物の耐震化】

道路閉塞危険性が高い区間においては、緊急輸送空間を確保するため、沿道建物の耐震化を進めるための制度について検討します。

②応急救助空間の確保

【未整備公園・緑地の整備】

被災時の応急救助空間として期待される避難地に位置づけた未整備公園・緑地の整備を推進します。また、整備が完了し、地域防災計画の指定条件に合うものについては、市の防災会議で広域避難場所に指定されるよう諮っていきます。

③基幹となる広域防災拠点の機能確保

【三の丸地区におけるルールづくり】

三の丸地区は、ものづくり産業が集積する中部圏の中心に位置する本市にあって、行政機能が集中するエリアであるとともに、比較的安全性の高い熱田台地に位置することから、中部圏地震防災基本戦略による基幹となる広域防災拠点に位置づけられています。

また、東京・大阪間に位置し、両都市に比べて安全性が高い本市においては、大規模地震の発生後における首都機能のバックアップや、周辺自治体との連携に際し中心的な役割を担うことも考えられることから、これらも見据えた広域における司令塔本部機能を有する地区の構築が求められています。

三の丸地区は、30m～50mの幅員を持つ区画街路に囲まれており、官庁街を中心としたエリアで定められている「郭内申し合わせ」事項や、一団地の官公庁施設といった都市計画による建ぺい率制限、壁面後退制限等によって、敷地内に十分な空地と緑が確保されるなど、ゆとりのある良好な環境を維持しています。国の大規模な広域防災拠点機能の確保を支援するため、この区域における施設へのアクセス性、耐震安全性、耐火性や緊急時の活動スペースの確保等といった司令塔に必要な機能等を考慮のうえ、必要に応じて地区のルールづくりを検討します。

【名古屋港における施設整備】

名古屋港は、中部圏地震防災基本戦略による基幹となる広域防災拠点に位置づけられており、災害時には海上輸送による支援物資受入拠点機能を発揮することが求められます。

そのため、中部圏の自衛隊等の応援活動拠点や物資受け入れのための施設整備を促進しつつ、各広域防災拠点と連絡するための陸・海・空の交通ネットワーク連携が図れるように、主要な高速道路ジャンクションやインターチェンジと接続する防災道路の整備を促進するほか、都心部とつなぐ緊急輸送路（水上輸送ルート）としての中川運河の活用についても検討します。

④都心域の機能確保

【ビジネスが継続できる地域の構築】

中京都市圏の中心である本市都心部ならびにその周辺の主要な交通結節点には、行政・経済社会機能が集積しており、その機能停止による損失・影響が大きいことから、滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保することが重要となります。そのため、各事業者において発災時における就業者の安全確保、事業の早期復旧、業務継続等の計画を定めた事業継続計画（BCP）に基づく自助を基本とし、さらに地域全体で都市機能を維持するための機能継続計画（DCP）による共助の充実を通じて、ビジネスが継続できる地域（BCD）を実現し、災害に強い安全・安心なまちとしての地域ブランドを確立します。



BCP,DCP,BCDの関係

【公共空間、民間施設の整備】

商業・業務施設が集積し、交通結節機能等を有する都心域においては、直接的被害や滞留者の混乱等による二次的な被害を抑制するため、安全な避難空間を確保することが重要です。

そのため、乗降客数の多い主要駅を中心とした地区においては、鉄道事業者や地下街管理者など民間事業者に対する安全な避難空間確保対策等の働きかけや、建築物の耐震化に資する民間再開発の促進に取り組みます。

特に、名古屋駅周辺地区については、官民が連携した名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会にて平成26年2月に策定した第1次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画を踏まえ、協議会にて避難誘導・退避施設の運営ルール等の作成を行い、退避施設や防災備蓄倉庫等の施設の整備及び確保を推進するなど、継続して計画の拡充を図るとともに、滞在者・来訪者への意識啓発を行います。

一方、栄地区については、地区最大の公共空間である久屋大通公園の再整備の中で、避難者収容のためのオープンスペースを大きく確保し、沿道や地下などから避難しやすい環境を整えるなど、豊かな公共空間を活かした被災対応支援のための防災機能強化を図ります。



久屋大通公園

⑤復興準備

【復興準備の仕組みづくり】

地震対策として、被害を防ぐための対策を進めることも重要ですが、その一方で災害が起こった際に、一日でも早く市街地復興と被災者の生活再建が円滑に実現できるよう、復興に備えた準備をすることも重要です。

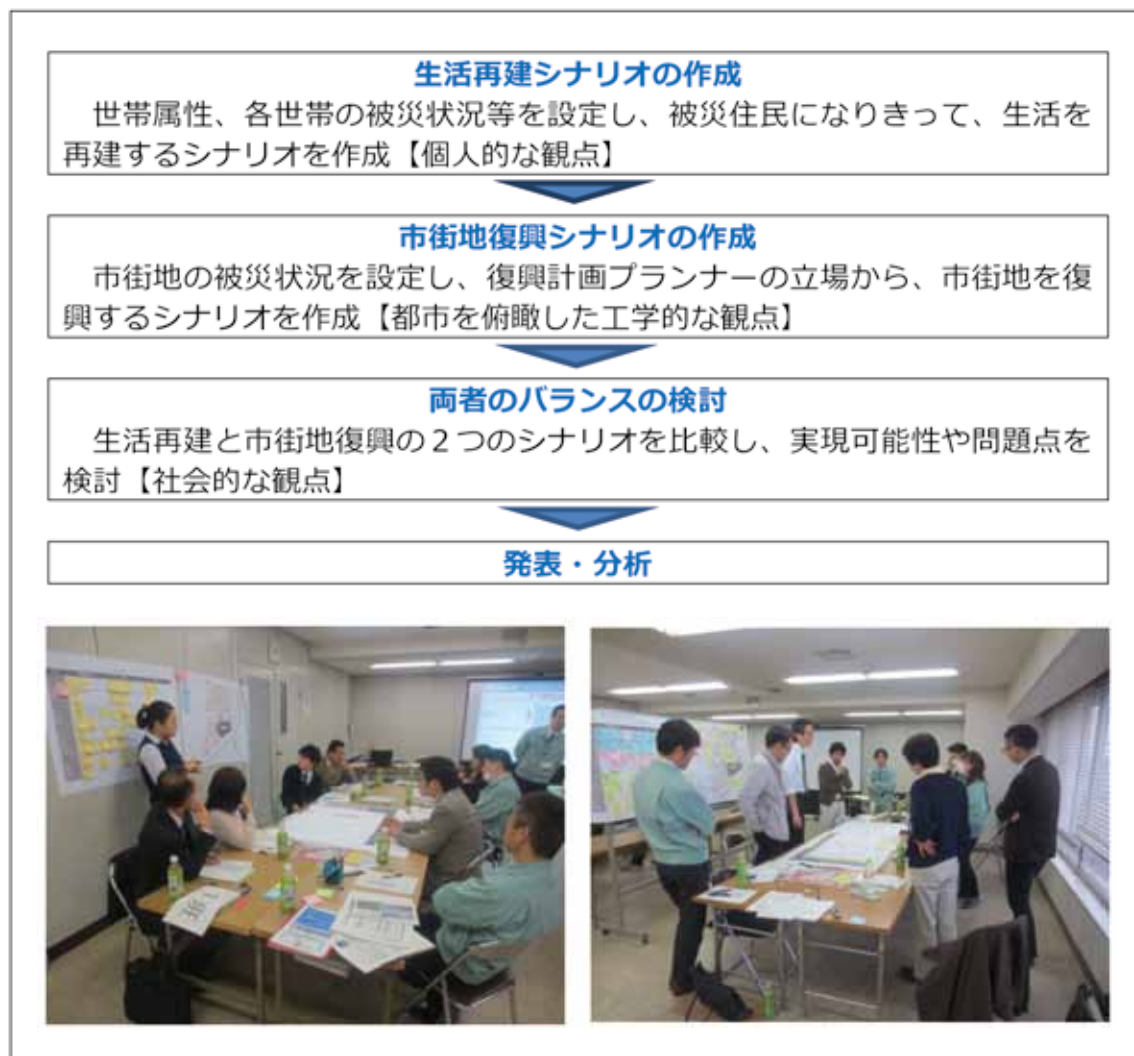
被災後の復興を円滑に進めるためには、事前に被災後の復興過程で起こりうる問題を描き出し、その対応策とともに蓄積しておくことが有効であり、陸前高田市等における復興支援の経験から得られる教訓を踏まえながら、そのための総合的な仕組みづくりを検討していきます。

その1つとして、行政職員を対象として、未経験の復興状況を前提とし、それに対応する施策をあらかじめ考えておくための「復興イメージトレーニング」を行います。

復興イメージトレーニングとは、被災状況を想定した上で復興のシナリオを個人の生活再建と都市計画の双方の視点から描き比較することで、現行の体制・制度では対応できない復興課題を明ら

かにし、事前に復興状況に対応できるような仕組みを検討するものです。

また、このトレーニングを通じて復興を支える人材の育成を図るとともに、市街地復興計画の策定手順を定めた「市街地復興計画マニュアル」を検証していきます。



復興イメージトレーニングの流れと演習の様子

3-5 市街地形成上の重点施策



ここでは震災に強いまちづくりの施策（3-4）のうち、都市の防災性を効果的に向上させるために、震災に強い市街地の基盤となる都市防災施設に関し、重点的に実施する施策として、「都市防災施設の整備と沿道建物対策」及び「木造住宅密集地域の改善」について示します。

(1) 都市防災施設の整備と沿道建物対策

① 未整備公園・緑地の整備

現況の広域避難場所まで徒歩による避難が困難、あるいは各避難圏域における避難スペースが不足する区域のうち、整備することでこうした区域の解消に寄与する未整備公園・緑地を「防災上整備が必要な公園・緑地」と位置づけます。

また、このうち避難距離、避難スペースの双方において避難困難区域の解消に寄与する未整備公園・緑地を「防災上特に整備が必要な公園・緑地」と位置づけます。

これらの位置づけを踏まえ、「長期未整備公園緑地の整備プログラム」を見直す際には、本方針による防災面の評価を反映した総合的な評価により、整備の優先度を定め、整備を推進していきます。



川名公園 (5.5ha H22)



米野公園 (3.2ha H22)

■防災上整備が必要な公園・緑地

行政区	未整備公園・緑地	計画面積 (ha)	本方針における位置づけ	H26地域防災計画
千種	城山公園	4.6	広域避難地	一時避難場所
北	志賀公園 ※	5.2	広域避難地	広域避難場所
中村	中村公園 ※	11.2	広域避難地	広域避難場所
	米野公園	3.2	広域避難地	一時避難場所
昭和	川名公園	5.5	広域避難地	一時避難場所
中川	昭和橋公園	3.8	一次避難地	一時避難場所
	松蔭公園	4.0	一次避難地	なし
	松葉公園	4.2	広域避難地	広域避難場所
	富田公園 ※	9.4	広域避難地	広域避難場所
港	多加良浦公園	8.5	一次避難地	なし
	船頭場公園	5.7	広域避難地	一時避難場所
南	笠寺公園 ※	6.6	広域避難地	広域避難場所
緑	新海池公園 ※	15.2	広域避難地	広域避難場所
	勅使ヶ池緑地	55.3	広域避難地	なし
	鳴海公園	2.0	一次避難地	なし
	桶狭間公園	6.7	広域避難地	なし
	細根公園	9.9	広域避難地	なし
	熊野公園	13.3	広域避難地	一時避難場所
緑・天白	戸笠公園 ※	8.9	一次避難地	一時避難場所
名東	明德公園 ※	21.2	広域避難地	広域避難場所
天白	相生山緑地	123.7	広域避難地	なし

太字 …防災上特に整備が必要な公園・緑地

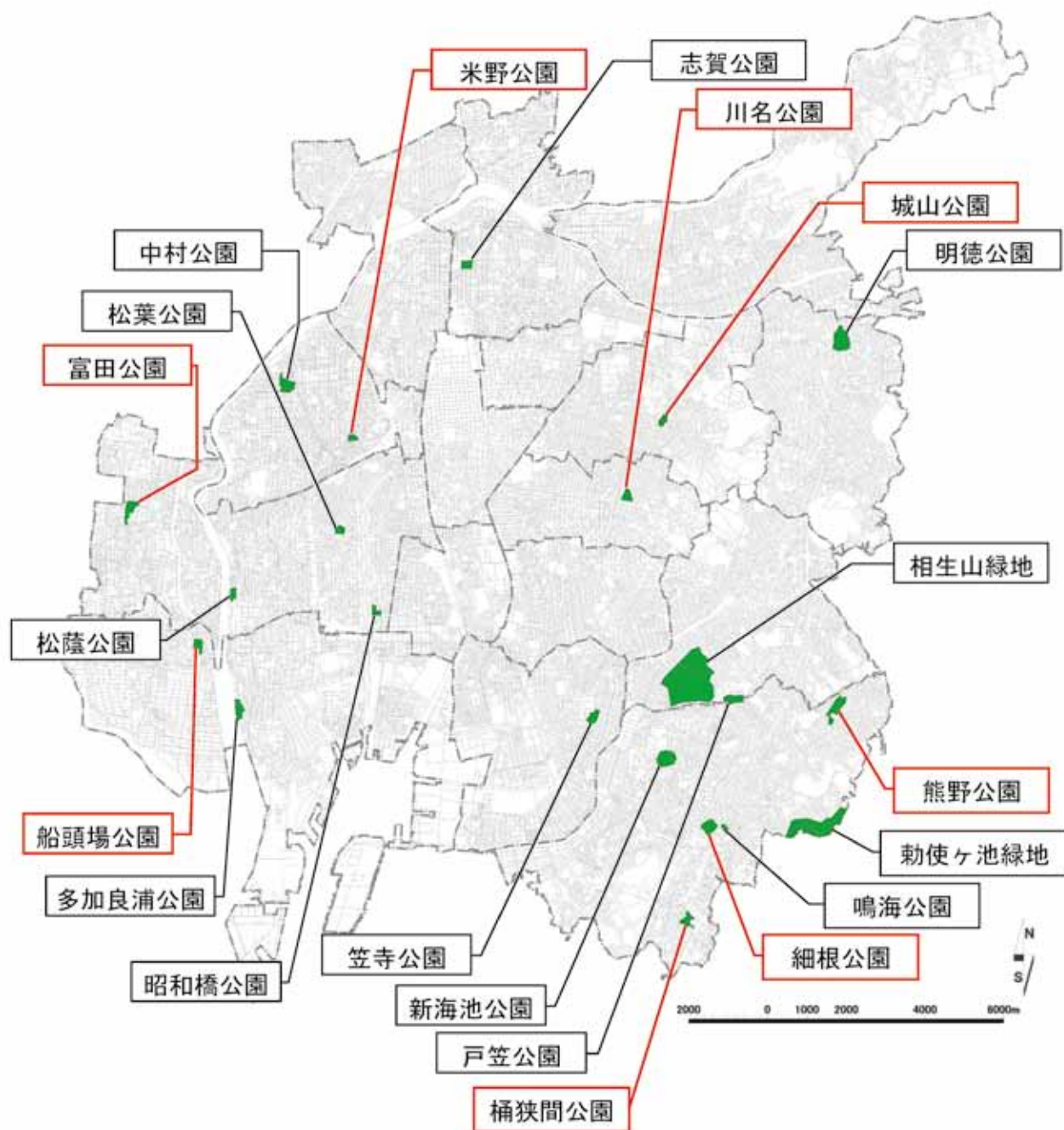
防災上特に整備が必要な公園・緑地：

避難距離、避難スペースの双方において避難困難区域の解消に寄与する未整備公園・緑地

防災上整備が必要な公園・緑地：

避難距離、あるいは避難スペースにおいて避難困難区域の解消に寄与する未整備公園・緑地

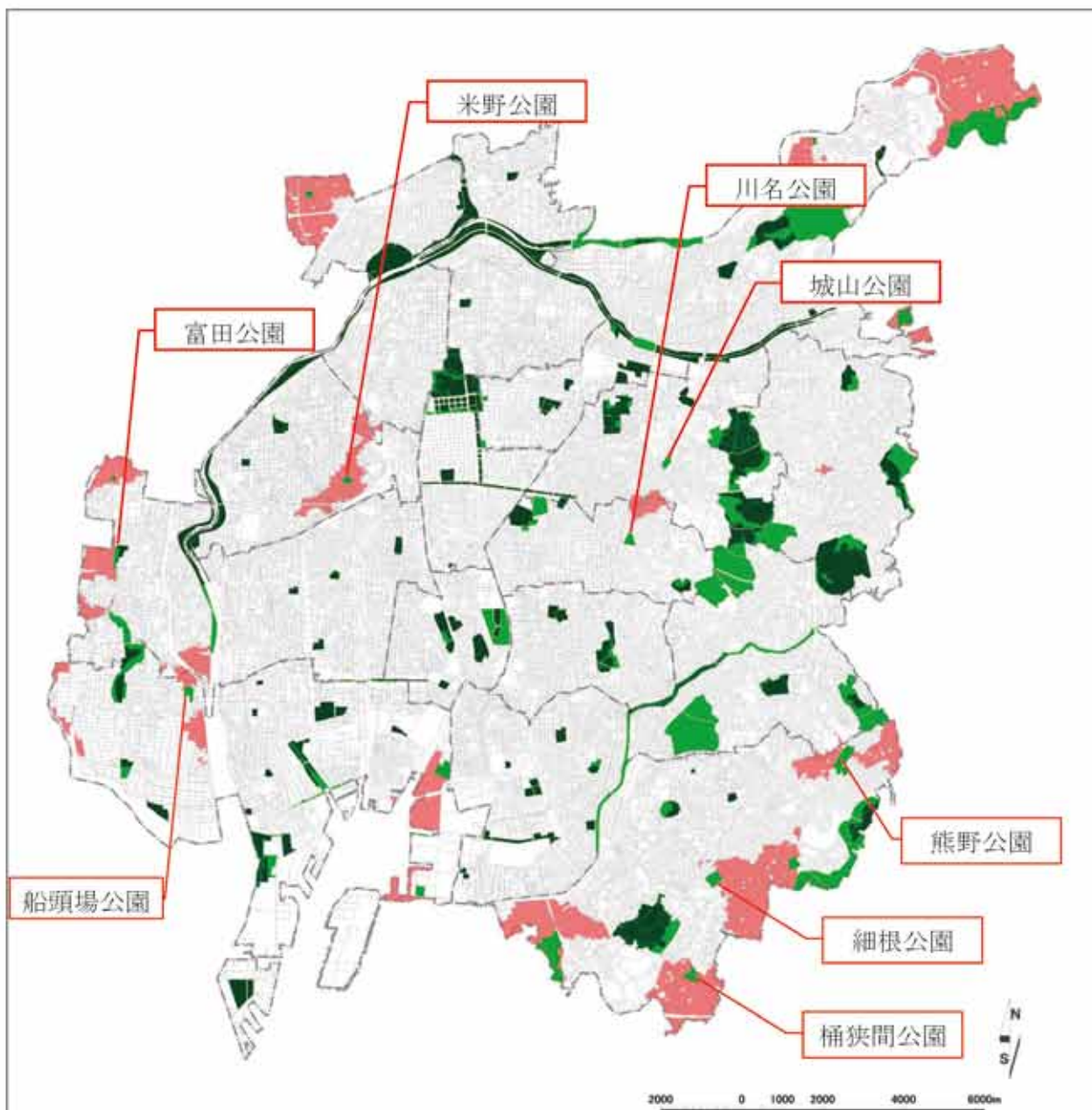
※整備が概ね完了している公園・緑地



防災上整備が必要な公園・緑地

公園名	防災上特に整備が必要な公園・緑地 (避難距離、避難スペースの双方において避難困難区域の解消に寄与する未整備公園・緑地)
公園名	防災上整備が必要な公園・緑地 (避難距離、あるいは避難スペースにおいて避難困難区域の解消に寄与する未整備公園・緑地)

注) 整備が概ね完了している公園（志賀公園、中村公園、富田公園、笠寺公園、新海池公園、戸笠公園、明德公園）を含む



現況の広域避難場所への避難困難性と その解消のための広域避難地の配置の考え方(距離)

公園名 防災上特に整備が必要な公園・緑地

(避難距離、避難スペースの双方において避難困難区域の解消に寄与する未整備公園・緑地)

注) 整備が概ね完了している富田公園を含む

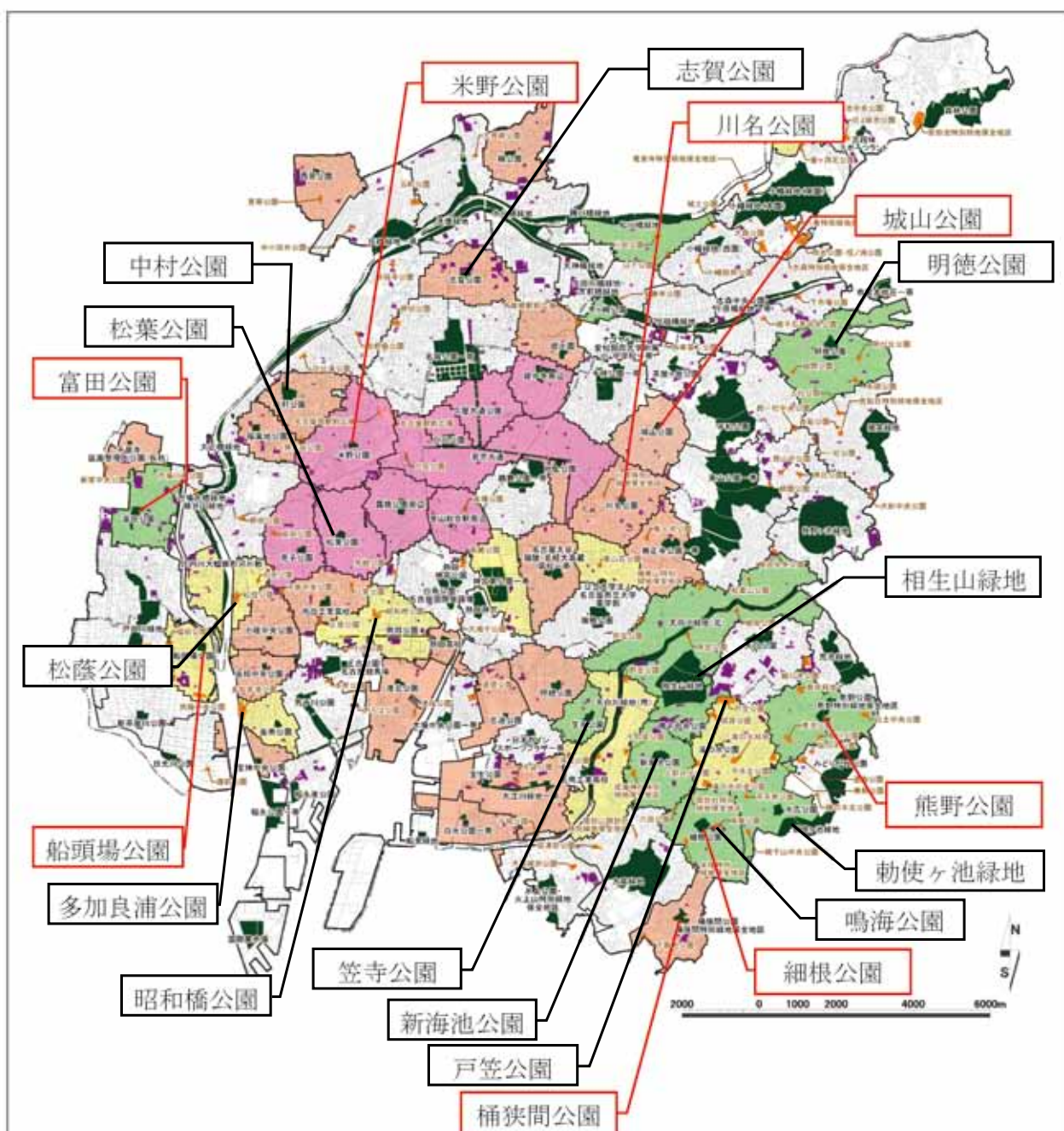
□ 避難可能 (歩行距離 2km 以内)
■ 避難困難区域 (歩行距離 2km 超)

広域避難地

■ 現況の広域避難場所 (79箇所)
■ 現況の広域避難場所に追加する区域
(未整備区域もしくは整備済だが広域避難場所に未指定の区域)

評価条件等

- 各街区から最寄りの広域避難場所への避難を想定
(避難圏域：老人・子供等の歩行限界距離の 2km 以内)
※(都市防災実務ハンドブック)
- 避難距離：道路閉塞確率が 70%未満の道路網における最短ルートの距離
- 居住人口のいない潮見埠頭(9号地)は評価対象外



各避難圏域における避難スペースの検証（容量）

公園名 防災上特に整備が必要な公園・緑地
(避難距離、避難スペースの双方において避難困難区域の解消に寄与する未整備公園・緑地)

公園名 防災上整備が必要な公園・緑地
(避難距離、あるいは避難スペースにおいて避難困難区域の解消に寄与する未整備公園・緑地)

注) 整備が概ね完了している公園(志賀公園、中村公園、富田公園、笠寺公園、新海池公園、戸笠公園、明德公園)を含む

- | | |
|--|--|
|  現況の広域避難場所と全避難者を収容できる圏域 |  現況の広域避難場所とそれに追加する区域 |
|  広域避難地内の未整備区域を整備すること等により全避難者が収容可能となる圏域 | 一次避難地 |
|  広域避難地と一次避難地への避難により全避難者が収容可能となる圏域 |  公園緑地等(概ね1ha)
(広域避難地を除く) |
|  広域・一次避難地と補完する避難施設への避難により全避難者が収容可能となる圏域 | 補完する避難施設 |
|  避難者数に対し、避難スペースが不足する圏域 |  学校グラウンド、公共住宅団地等
(広域・一次避難地を除く) |

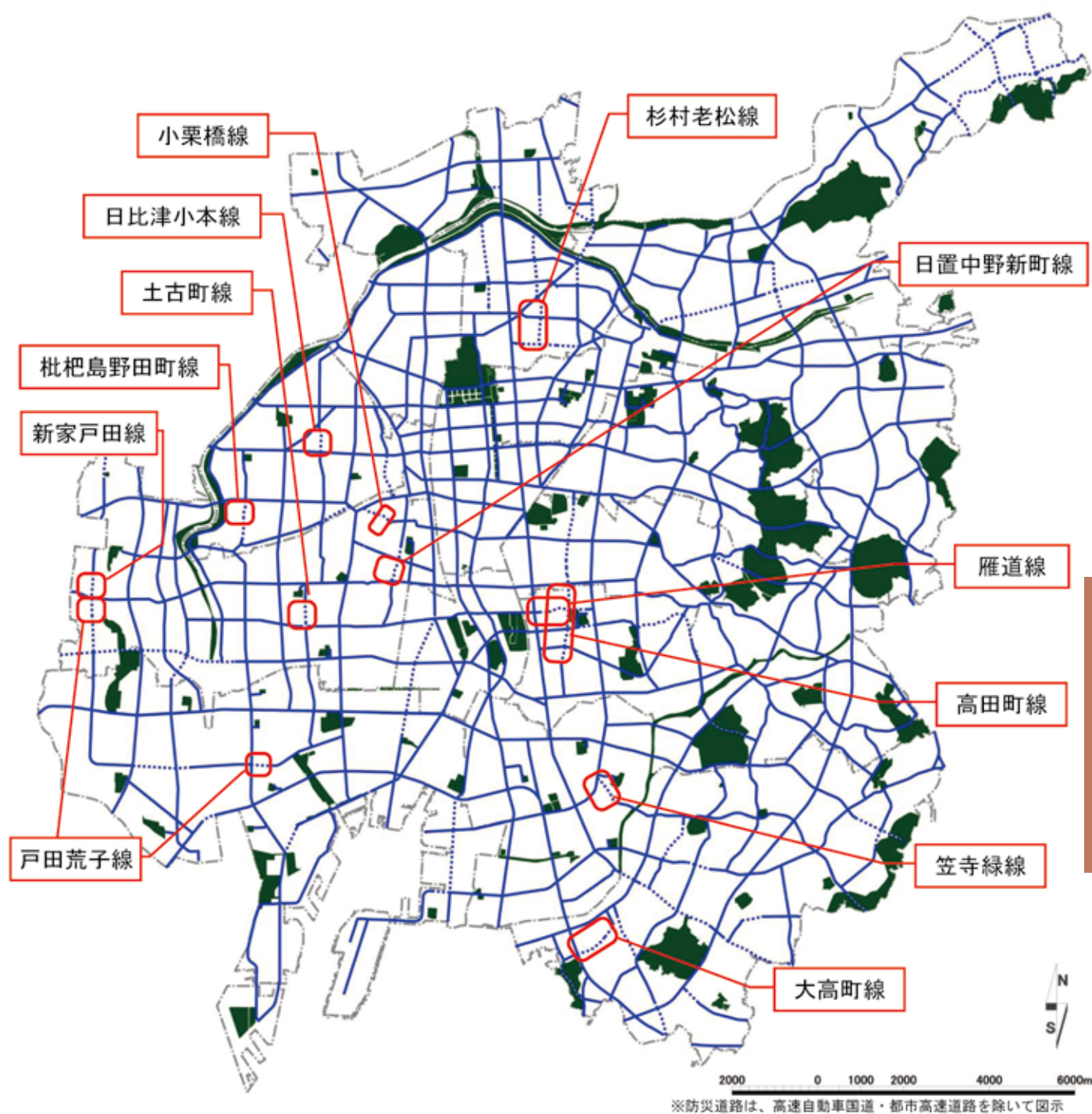
②防災道路の機能確保

防災道路については、道路閉塞の危険性が高い区間等において、地震発生後に求められる機能を確保するため、都市計画道路の整備や沿道建物の耐震・不燃化の促進等の対策を進めます。防災道路のうち、火災時に延焼遮断機能が不足し、地震発生時の建物倒壊による道路閉塞の可能性が高い地域を通る区間では、「防災上特に対策が必要な区間」と位置づけ、重点的に対策を実施していきます。

■防災上特に対策が必要な区間

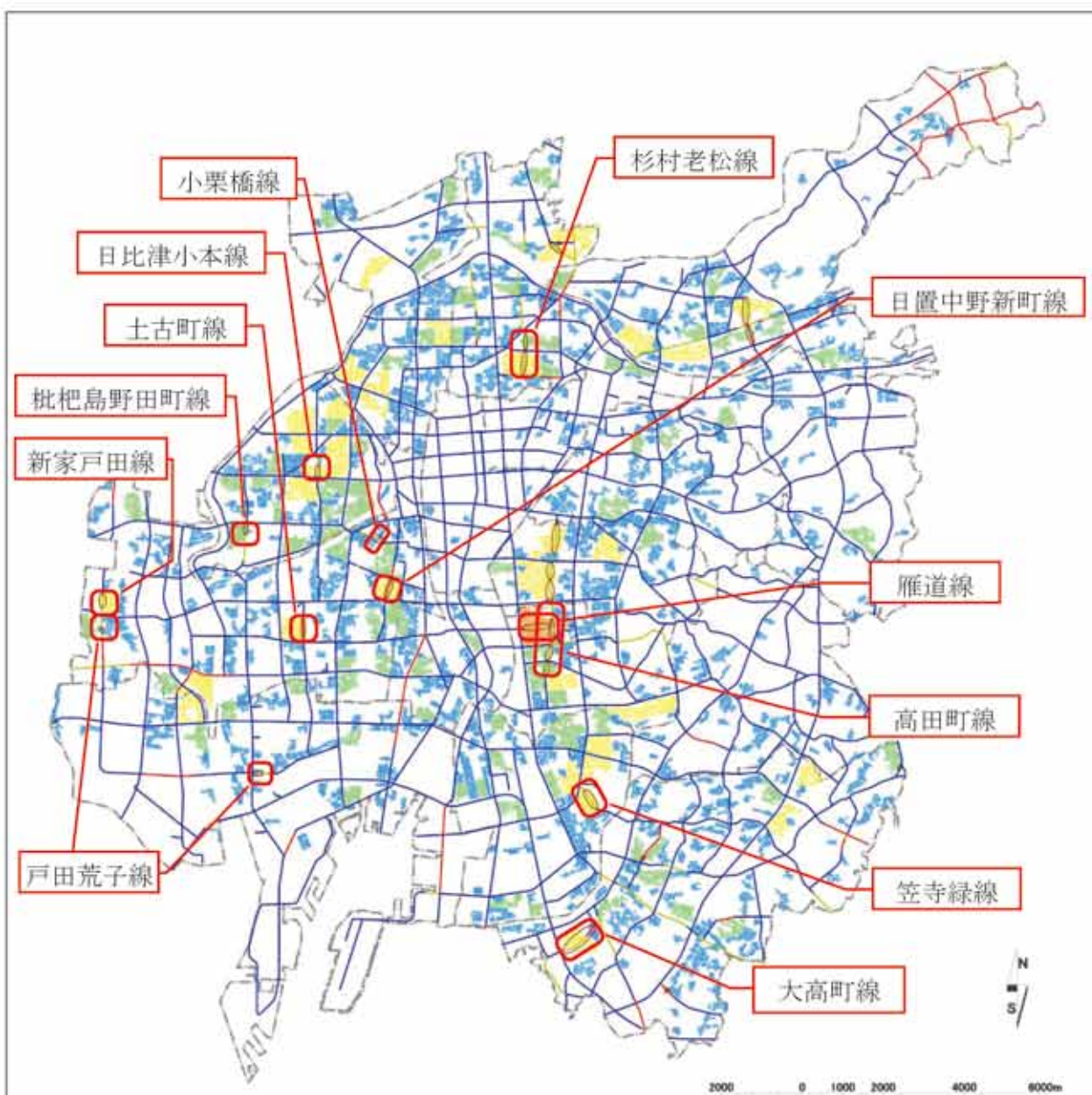
行政区	道路名称	区 間	計画幅員
北	杉村老松線	辻本通1丁目～大杉町4丁目	15m、16m
中村	日比津小本線	道下町2丁目～太閤通6丁目	14.54m
	枇杷島野田町線	岩塚本通4丁目～岩塚町字神田	15m
昭和	高田町線	広見町2丁目及び3丁目地内	18m
瑞穂	高田町線	洲雲町1丁目～大喜町3丁目	14.54～18m
	雁道線	雁道町1丁目～亀城町6丁目	15m
中川	日置中野新町線	五女子一丁目～八熊通5丁目	15m
	土古町線	荒子町字宮窓～大塩町1丁目	16m
	戸田荒子線	戸田三丁目～戸田五丁目	16m
	新家戸田線	戸田一丁目～戸田三丁目	16m
	小栗橋線	月島町地内	20m
緑	大高町線	大高町字鶴田～大高町字東森前	20m
港	戸田荒子線	甚兵衛通2丁目～油屋町3丁目	20m
南	笠寺緑線	笠寺町字西之門～白雲町	15m

※防災道路のうち未着手都市計画道路については、防災面以外の視点を含む総合的な評価を踏まえた道路計画の見直しに伴い、防災道路の位置づけが変更される場合があります



防災上特に対策が必要な防災道路の区間

- 防災道路（整備済）
- 防災道路（未整備）
- 防災上特に対策が必要な区間
- 広域避難地



※防災道路は、高速自動車国道・都市高速道路を除いて図示

火災延焼の危険性(延焼クラスター)と防災道路

(クラスター内の建物数)

- 100 ~ 500 棟未満
- 500 ~ 1000 棟未満
- 1,000 ~ 2,500 棟未満
- 2,500 棟以上

延焼クラスターの規模

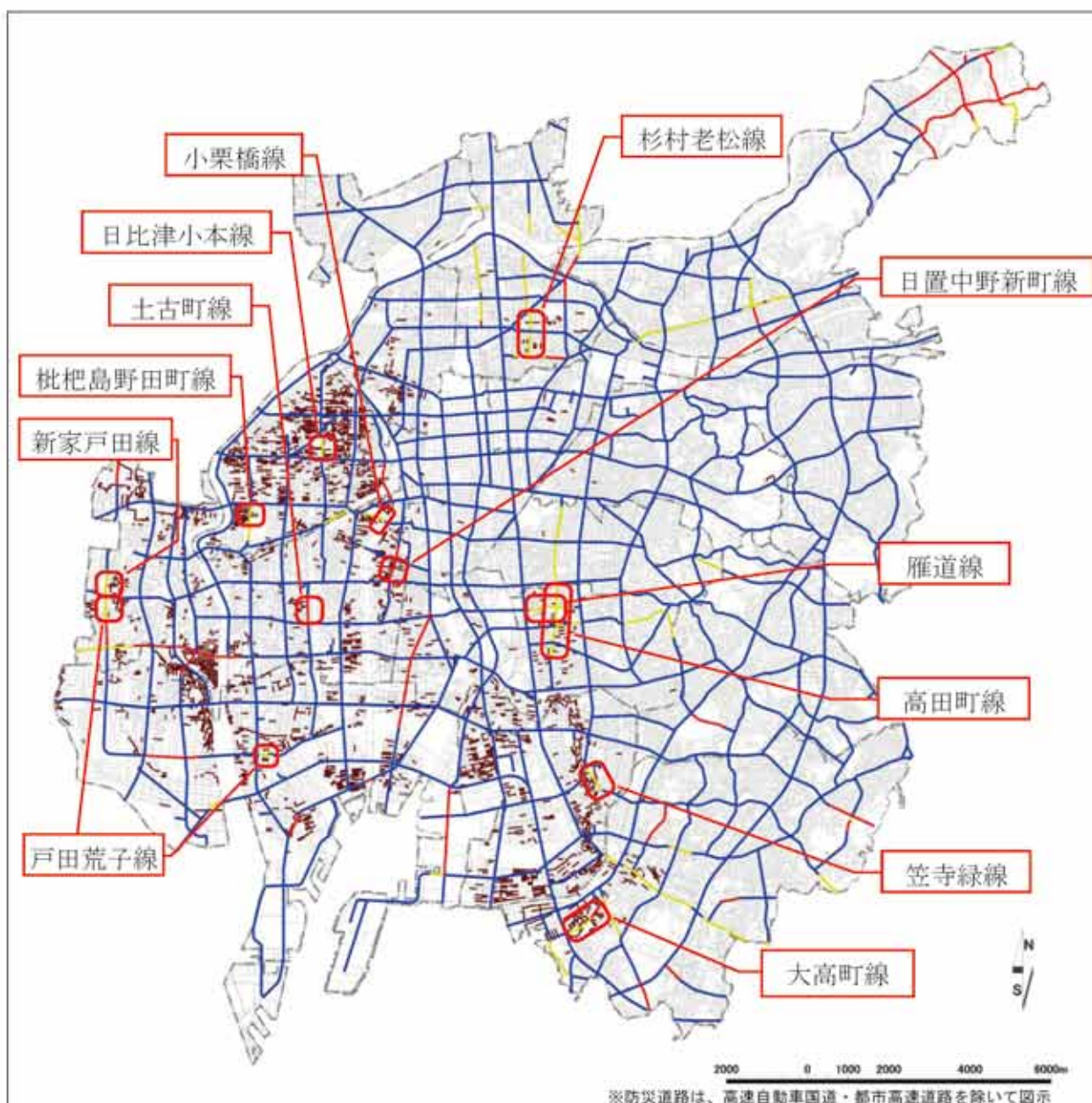
- 道路整備により、100 棟以上の延焼クラスターを分断することが見込まれる区間
- 防災上特に対策が必要な区間

防災道路の整備状況

- 整備済
※都市計画道路の計画幅員が確保されている暫定供用区間、「未着手都市計画道路の整備方針」で現況道路に変更と位置づけられている区間及び橋梁部のみの未整備区間を含む
- 未着手
- 事業中
※事業進捗による一部整備済箇所を含む

評価条件等

○建物データ：平成 23 年度建物用途別現況調査



道路閉塞の危険性が高い区間と防災道路

【あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震発生時】

(歩行者の通行による算定)

閉塞確率 70%以上の区間

防災上特に対策が必要な区間

防災道路の整備状況

整備済

※都市計画道路の計画幅員が確保されている暫定供用区間、
「未着手都市計画道路の整備方針」で現況道路に変更と位置
づけられている区間及び橋梁部のみの未整備区間を含む

未着手

事業中

※事業進捗による一部整備済箇所を含む

評価条件等

○沿道建物倒壊により道路が閉塞し、歩行避難通行が確保される
幅員(2m)が残されない確率(交差点間ごと)により抽出

○建物データ：平成23年度建物用途別現況調査

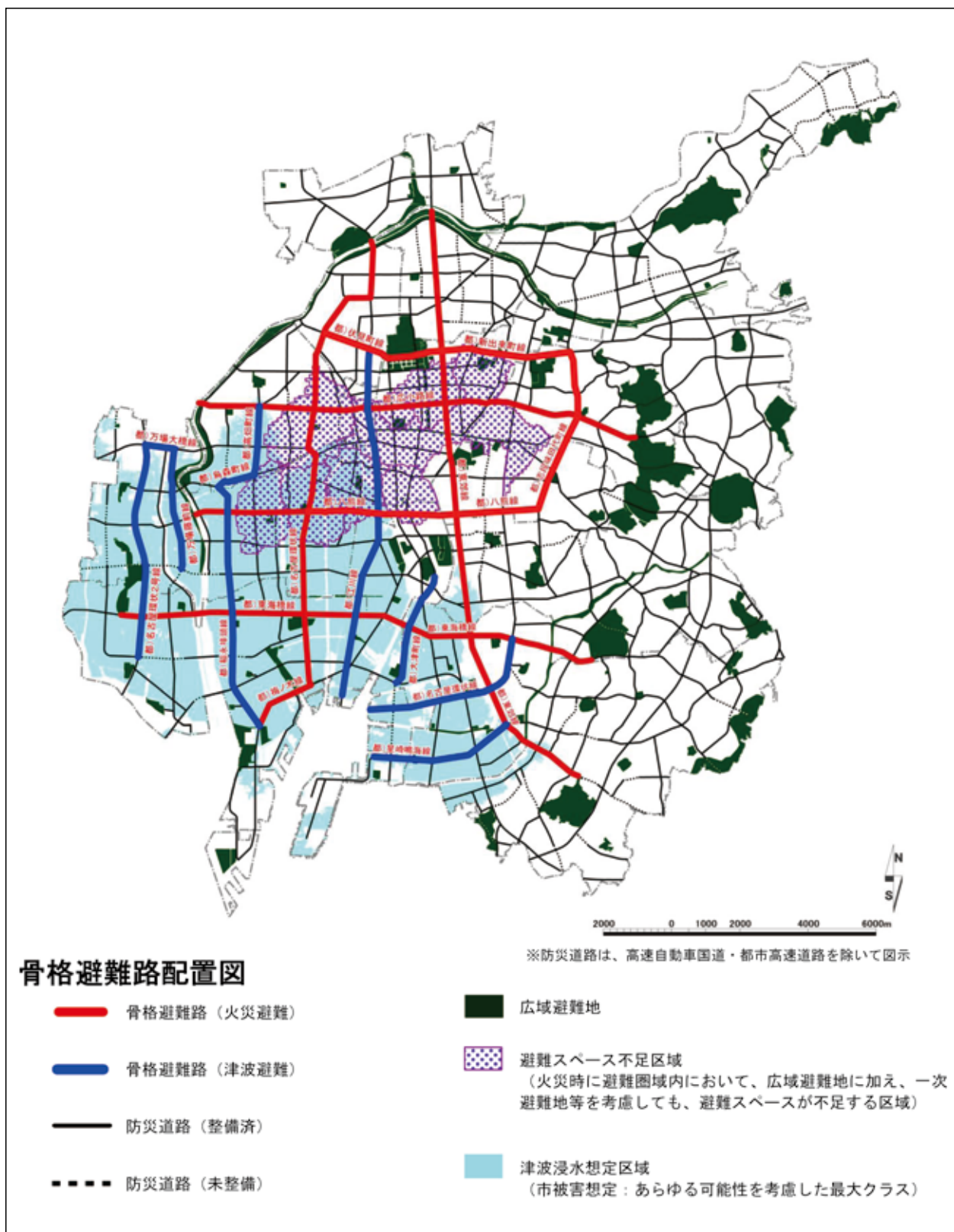
《参考》 地震発生後、防災道路に求められる機能（災害発生後、時系列）

段階 区分	防災道路に求められる機能		
	避難空間機能	救援活動機能	延焼遮断機能
災害発生期 発災 2,3時間	建物倒壊や延焼火災が発生している地区は、避難活動を開始する。 ↓ ●避難路を通して、避難地まで避難できる。	救護活動の拠点、避難場所及び各種防災拠点の消防活動（一次運用※）を優先的に実施する。 ↓ ●防災拠点まで消防車、救急車が迅速に移動できる。	各地で発生する火災に対し、市街地大火の拡大を防ぐため、道路空間が機能する。 ↓ ●道路空間＋沿道建物により火災の延焼を防ぐ。
初動期Ⅰ 3時間 12時間	建物倒壊、火災により自宅へ戻れない場合、避難所へ避難する。 ↓ ●広域・一次避難地から避難所まで、火災による輻射熱を受けずに、徒歩で安全に避難できる。	消防の二次運用※による延焼阻止活動を実施する。建物倒壊等による生き埋め者の救出救助活動を実施する ↓ ●消防車、救急車等が迅速に移動できる。	
初動期Ⅱ 12時間 1日		緊急交通路※の決定 物資輸送開始 ↓ ●大規模な広域防災拠点から、広域・一次避難地あるいは防災拠点まで、トラック、自衛隊車両などが迅速に移動できる。（主に名古屋高速などの自動車専用道路が対象）	
	↓	↓	↓
区間抽出の考え方	・道路閉塞確率が高い道路区間 ・延焼地区を横断している道路区間	緊急輸送道路のうち、道路閉塞確率（車両通行）が高い道路区間	・延焼地区を横断している道路区間
対策	●都市計画道路の整備 ●沿道建物の耐震・不燃化の促進 等	●沿道建物の耐震化の促進 ●橋梁の耐震化 ●液化化時の地下埋設物浮上対策 等	●都市計画道路の整備 ●沿道建物の不燃化の促進 等

※緊急交通路：災害発生時において緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行を禁止又は制限する道路
 ※消防の一次・二次運用：被災直後において、優先的な防災拠点等における初期の消火活動を一次運用といい、その後の広域にわたる消火活動を二次運用という。

③骨格避難路の沿道対策

骨格避難路は、ネットワーク化された避難路のうち、避難スペース不足区域や津波浸水区域から広域避難するための主要な路線として、道路閉塞の危険性や火災による熱の影響を抑制することが重要であることから、危険性を検証し、その結果を踏まえ、沿道建物の耐震・不燃化促進のため、規制・誘導と合わせた制度の検討を行います。



(2) 木造住宅密集地域の改善

道路が狭く木造家屋が密集しており、火災の延焼や建物の倒壊による道路閉塞などの複合的な被害が予想される木造住宅密集地域について、その改善に向けた施策展開の考え方を示します。

木造住宅密集地域は、その多くが戦火を免れた昔からの集落や、耕地整理等により基盤整備を実施したものの、整備水準が現在のものよりも低く、道路や公園などの基盤が不十分なまま現在まで残ってしまったものです。

本市の都市計画マスタープランでは、戦略的まちづくりの展開における誘導地域として、市内で11の主な木造住宅密集地域が示されています。



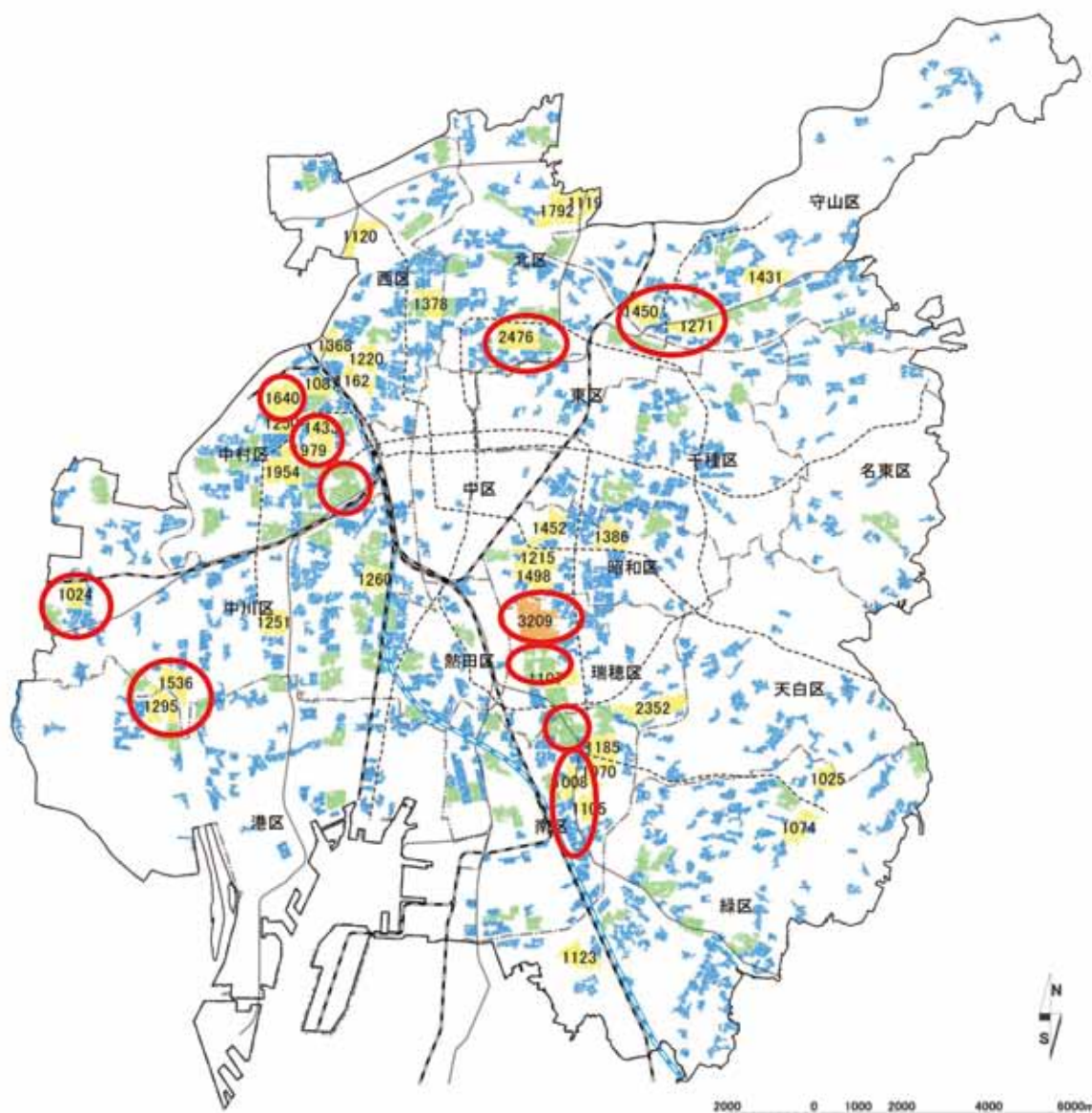
主な木造住宅密集地域
(名古屋市都市計画マスタープラン)



■ 耕地整理 ■ 公共団体等施行土地区画整理 ■ 旧法の土地区画整理 ■ 新法の組合施行土地区画整理

区画整理事業等の区域と主な木造住宅密集地域

主な木造住宅密集地域の多くには、火災延焼の危険性が比較的大きな地区（延焼クラスター内建物数が1,000棟以上）が存在しています。また、主な木造住宅密集地域以外でも火災延焼の危険性が比較的大きな地区が点在しています。



図中の数字は延焼クラスター内の建物数（1,000 棟以上のみ表記）

火災延焼の危険性(延焼クラスター)

延焼クラスター内の建物数	延焼クラスター数	延焼クラスター面積(ha)	
2～100棟未満	26,601	96.7%	6,921 55.3%
100～500棟未満	790	2.9%	3,371 26.9%
500～1,000棟未満	87	0.3%	1,223 9.8%
1,000～2,500棟未満	35	0.1%	943 7.5%
2,500棟以上	1	0.0%	60 0.5%
計	27,514	100.0%	12,516 100.0%
最大値	3,209	-	60 -

○ 主な木造住宅密集地域

H23 建物用途別現況調査における建物構造を以下のとおり読み込んで評価した。

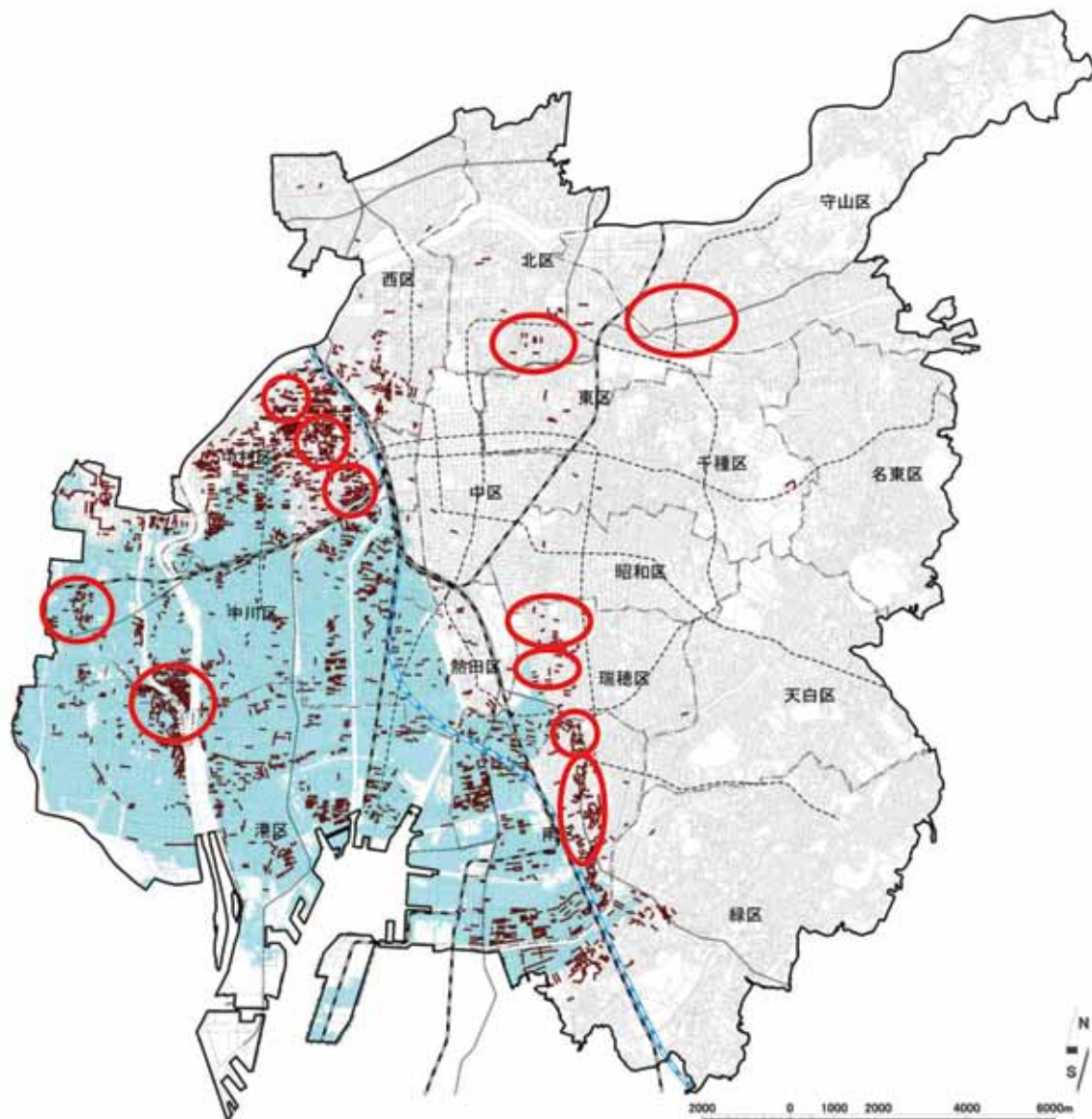
1. 耐火構造→耐火造
2. 非木造（現地調査で判断した耐火構造）→耐火造
3. 非木造（耐火構造を除く）→準耐火造
4. 非木造（H13調査が非木造で経年変化なし）→準耐火造
5. 木造→3F 以上は準耐火造、2F 以下は防火造
6. 不明→耐火造

上記の準耐火造の建物の内、防火地域内、準防火地域内については、防火・準防火地域の構造制限にあわせて、以下に該当するものを準耐火造から耐火造に変更した。

- ① 準防火地域内の準耐火造で、延べ床面積 1,500 m²超 または 4 階以上の建物
- ② 防火地域内の準耐火造で、延べ床面積 100 m²超 または 3 階以上の建物

さらに、建物用途から特殊建築物に該当するもので、階数 3 階以上のものは耐火造に変更した。

主な木造住宅密集地域には、避難危険性が高い地域（道路閉塞確率70%以上の道路が多い地域）もあれば、その危険性が小さい地域もあります。また、津波浸水想定区域内に存在する木造住宅密集地域もあります。



道路閉塞区間(あらゆる可能性を考慮した最大クラス)

(歩行者の通行による算定)

— 道路閉塞区間(閉塞確率 70%以上の区間)

津波浸水想定区域(あらゆる可能性を考慮した最大クラス)

津波浸水想定区域

主な木造住宅密集地域

①支援制度・規制誘導手法を組み合わせた施策展開

木造住宅密集地域の改善については、これまで行政主導による基盤整備を中心とした面的な市街地整備を進めてきましたが、今後は、建物単位・道路単位・地区単位で、耐震改修・ブロック塀撤去助成や老朽木造住宅の除却助成などの支援制度と、接道許可・連担建築物設計制度などの規制誘導手法を組み合わせた施策展開を図ります。

地域における防災まちづくりの中で、地域特性を踏まえながら、具体的な取り組みを検討し、合意形成が図られた地域では、部分改善・修復型の事業を推進します。

②地域特性に応じた施策展開

延焼の危険性や建物倒壊による道路閉塞の危険性など同じ災害リスクを抱えた地域でも、その課題の大きさ、基盤整備の状況や建替えの進捗状況、歴史や生活利便性などが異なります。

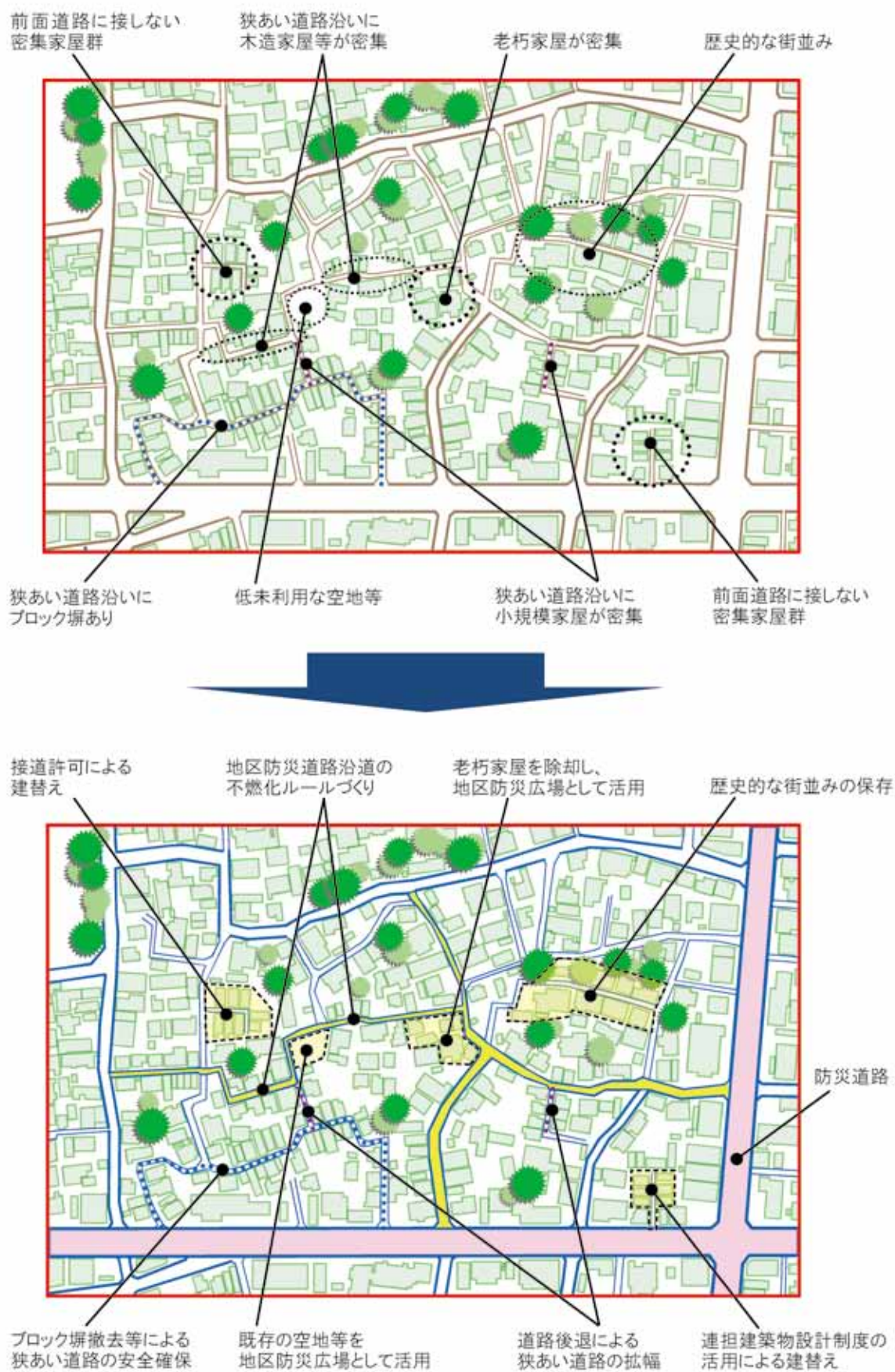
木造住宅密集地域の改善にあたっては、各地域において、それぞれが抱える災害リスクを理解し、課題を共有した上で、地域の資源や雰囲気配慮するなど、地域特性に応じた施策展開を図ります。

③地域課題の改善に向けた総合的な施策展開

木造住宅密集地域における狭あい道路は、防災上対応すべき課題ですが、一方で、地域とは無関係な通過交通を排除し、子どもの安全な通学路や地域コミュニティを形成する場として重宝される面もあります。

また、空家となっている老朽化した木造住宅の除却は、オープンスペースの確保などに有効な対策ですが、防災だけでなく防犯上の課題として捉えられている面もあります。

木造住宅密集地域の改善にあたっては、地域の魅力を高めるため、防災に加え、生活利便、コミュニティ、防犯の視点なども含めた総合的な施策展開を図ります。



木造住宅密集地域における施策の組み合わせ（例）

3-6 地域における防災まちづくりの推進方策



地域における防災まちづくりを推進するためには、地域に関わる多様な主体が地域の災害リスクを理解した上で、それぞれの課題に応じた対策を話し合い、地域のまちづくり計画の作成などを通して取り組みを共有化することが有効です。

そのために必要な支援の方策として、「災害リスク等の情報の提供」、「専門家の派遣等」について示します。

(1) 災害リスク等の情報の提供

過去・現在の地形図、建物倒壊・火災延焼などの災害危険度の情報、避難場所などの避難施設の情報等を提供することで、地域が抱える災害リスクの理解を促し、地域の課題の共有化を図ります。

- インターネットを通じ、地図や画像を利用して本市の都市計画情報等を公開・提供するサービスです。

- 本サービスで閲覧・印刷できる情報は以下のとおりです。

(都市計画情報)

区域区分

市街化区域・市街化調整区域

地域地区等

用途地域、高度地区、防火地域
及び準防火地域など

都市施設

都市計画道路、都市計画公園・
緑地、一団地の住宅施設など

(都市計画基本図情報)

過去・現在の都市計画基本図

(都市計画写真地図情報)

過去・現在の航空写真

(地震災害危険度評価図情報)

建物倒壊・火災延焼などの災害危険
度の情報



過去・現在の都市計画基本図



用途地域と過去の都市計画基本図



過去の航空写真

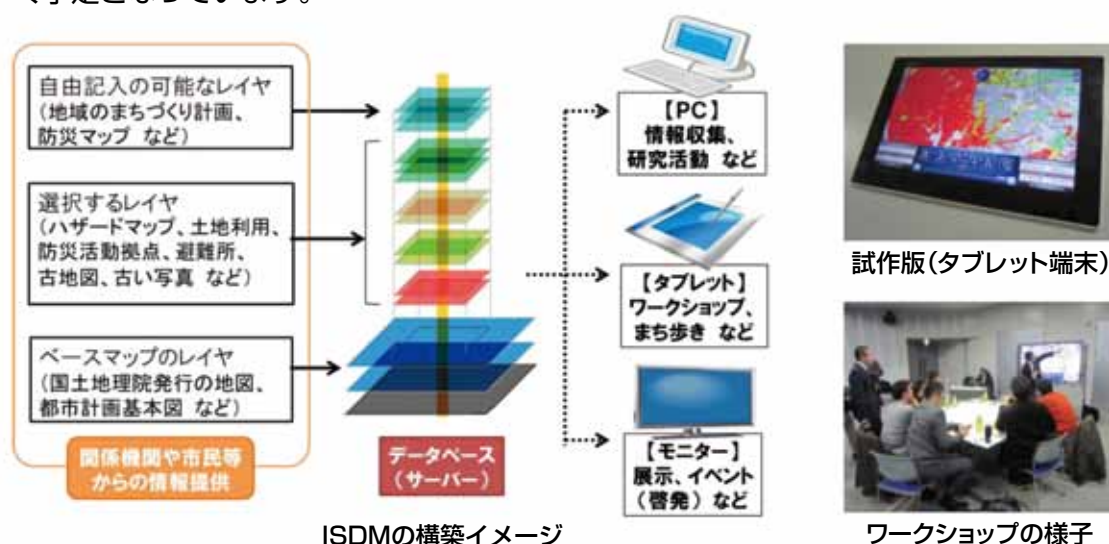
都市計画情報提供サービス

スマートフォンやタブレット端末で、名古屋市における予測震度、液状化の可能性、津波浸水深、津波浸水開始時間の被害想定や避難所、広域・一時避難場所、津波避難ビルの避難所情報を表示するアプリです。GPS情報と連動して、カメラで撮影された実写の映像に現在位置の防災情報が合成され表示されます。



地震防災アプリ

- 防災意識の向上や地域での減災まちづくりの活動などに役立てるため、名古屋大学減災連携研究センターと名古屋都市センターは共同で「減災まちづくり情報システム（ISDM：Information System for Disaster Mitigation）」を構築しています。
- このシステムは地理情報システム（GIS）を活用し、都市圏における各種の災害被害想定のほか、地形条件や古地図、まちづくりに関するデータ、過去の災害時の状況を示す写真などの情報を幅広く提供するものです。
- 現在は展示用やタブレット端末による試作版が作成され、まち歩きやワークショップなどの場で試行的に活用されています。
- 今後、まち歩きやワークショップなど、地域での活動を支援するツールとして活用していく予定となっています。



減災まちづくり情報システム（ISDM）

(2) 専門家の派遣等

地域において防災まちづくりを推進するためには、防災性の向上とともに、地域の魅力向上や活力増進に向け、生活利便、コミュニティ、防犯の問題なども含め、地域のニーズを的確に捉えて総合的に取り組むことが必要であり、そのためには、地域の防災に関する取り組みやまちづくり全般の活動を支える人材が欠かせません。

まちづくりの分野に関する専門知識や経験を活かして指導助言する専門家を派遣するとともに、地域のまちづくり活動に主体的に取り組む人材や、地域の防災力向上に貢献できる人材の育成を促進します。

○耐震相談員派遣

概 要	耐震相談員（建築の専門家）を派遣し、建築物の耐震診断・耐震改修などの耐震対策についてアドバイスを実施
派 遣 先	市内において建築物を所有している方、または貸借している方
相談時間	1～2時間程度
費 用	無料
相談内容	住宅を始めとする建築物の耐震対策に関すること ※耐震対策に関するアドバイスを行うものであり、耐震診断を行うものではない

○地域まちづくりアドバイザー派遣

概 要	市に登録されたまちづくりの専門家を派遣し、まちづくりの分野に関する専門知識や経験を活かした指導助言を実施
派 遣 先	地域まちづくりを行い、または行おうとしているまちづくり団体
相談時間	3時間以内
費 用	無料
相談内容	地域の魅力あるまちづくりや地域のまちづくり課題の改善、地域の防災性向上などの実現のために、地域が主体となっていくまちづくり構想の作成とその実践の取り組みに関すること

専門家派遣に係る取り組み（名古屋市）

○地域のまちづくりびと養成講座

目 的	地域のまちづくり活動に関心を持ち主体的に取り組む人材を育成
内 容	入門編、ステップアップ編（入門編修了者などが対象）
対 象	市民
主 催	名古屋都市センター

○防災・減災カレッジ（防災人材育成研修）

目 的	地域の産学官民が連携・協働して防災人材を育成
内 容	防災基礎研修＋各コース（市民防災、企業防災、防災行政、地域防災、防災ボランティアコーディネーター）、選択講座（啓発指導、メディア、救命救急）
対 象	市民、企業、行政等
主 催	あいち防災協働社会推進協議会 （共催）愛知県、名古屋市、名古屋大学、愛知県商工会議所連合会、中部経済連合会、防災のための愛知県ボランティア連絡会、なごや災害ボランティア連絡会

○耐震化アドバイザー養成講座

目 的	地域において建物の耐震化に関するアドバイスを行う人材を養成
内 容	耐震化に関する専門的知識を得るための講義やグループワーク
対 象	愛知県内に在住又は在勤の建築士で、地域の住宅の耐震化に意欲のある方
主 催	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会（名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、愛知県、名古屋市、建築関連団体等で構成）

人材の育成に係る取り組み（名古屋市関係分）